

## 議事日程第2号

平成24年3月7日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

---

### 出席議員（12名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 竹内 正康
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 瀬瀬 久美	建設部長 松岡 学一
教育担当参事 安藤 信治	企画調整担当参事 三輪 康典
総務課長 田中 康文	企画課長 加藤 暢彦
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 佐久間 英明
住民環境課長 寺本 公行	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾 要司	農林課長 植松 和徳
上下水道課長 亀井 孝年	建設課長 伊左次 一郎
会計管理者 藤木 伸治	学校教育課長 田中 秀典
生涯学習課長 玉木 幸治	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局書記 渡辺 一直
--------------	---------------

### 開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議会だより等に使用するために、議会事務局職員による写真撮影を許可いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いをします。

7番 加藤保郎君。一問一答方式での申し出がございましたので、その方式でお願いをいたします。

7番（加藤保郎君）

おはようございます。

24年の第1回定例会の一般質問第1番ということで、多少緊張しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長に一般質問の通告をしておきましたら許可が得られましたので、ただいまから始めさせていただきます。

まず1点目、下水道料金についてですが、井戸水を使用している場合の下水道使用料の算定等につきまして質問をさせていただきます。

昨年の11月3日の中日新聞によりますと、岐阜市の女性が井戸水を使っている際に、市が定

める下水道使用料は算定根拠が違法だということで、岐阜市に料金徴収の取り消しを求めた訴訟の判決で、岐阜地裁は請求を認め、徴収を取り消した。岐阜市は、上水道にメーターがない世帯の場合、例えばこの場合でいいますと井戸水を使用している場合ですが、平均的な下水道への放流量や家族の人数をもとに算定した基準で下水道の水量を算定しております。裁判長は、料金算定の根拠となった下水道条例のみなし規定に関して、料金設定の根拠となる下水道の使用実態の具体的な使用や資料を提出せず適法との立証をしなかったとして、下水道法に違反すると指摘をされたものであります。

御嵩町の場合も同様で、下水道条例第17条（使用料の額）、第2項第2号の水道水以外の水を使用した場合は、町長の認める量水器により計算した使用水量とする。ただし、一般家庭の使用水量は、規則で定めるところにより使用者の使用の態様を勘案して町長が認定するとあります。また、下水道条例の施行規則でいいますと、使用水量の認定のほうでは、別表で世帯人員ごとの認定汚水量が決められております。

この裁判は、認定基準汚水量の算定、例えば世帯人数ごとの使用料、月当たりの認定基準汚水量、1人世帯ですと12立方メートルというふうに決められておりますが、その根拠をきちんと説明できるかが問題となっておるわけでありまして。

そこで質問をさせていただきます。

1つ目として、下水道条例の施行規則第14条（使用水量の認定）の第2項、水道水以外に規定する該当の世帯数は、担当課のほうで調査をしてもらいましたら6戸でした。また、同規則第3項、水道水及び水道水以外の水を併用する場合、水道水と井戸水を併用する場合ですね、それに規定する該当の世帯数は150戸ということでありました。それぞれ認定後の使用実態の調査や把握方法ですね、要するに家族に変動があったりした場合に、どのように把握をしてみえるのか。今まで、認定したまま、そのままずっと現在まで来ていないかどうかをちょっとお聞きしたいと思っております。

もう1点、2点目は、岐阜市は岐阜地裁の判決を不服として控訴しております。算定根拠が違法という判決は納得できないと、控訴審で根拠をきちんと説明したいということが新聞報道でありましたが、御嵩町としては、この事例の水道水以外6戸と水道水と井戸水の併用世帯150戸から、現在までに問題や異議の申し立て等はありませんか。また、使用水量の認定根拠に対してどのような考えを持ってみえるのか、お聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

**議長（谷口鈴男君）**

建設部長 松岡学一君。

**建設部長（松岡学一君）**

おはようございます。

それでは、加藤議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

御質問は、下水道使用料金のうち、井戸水を使用している場合の使用料算定についてであります。

下水道使用料金につきましては、公共下水道事業の供用開始に先駆けて平成7年度に制定いたしております。新たに下水道の使用を開始する場合は、下水道条例第15条の規定に基づき、同条施行規則第12条による公共下水道使用開始等届出書というのを提出していただいております。届け出書の中には、開始年月日、設置場所、それから所有者の氏名などと使用する水の水源についても記載していただきまして、排水設備等の工事の検査の際に確認を行い、認定することといたしております。そのうち一般家庭につきましては、料金の算定の基本を上水道の使用水量をもとにしておりますが、議員のお話がありましたように、このほかにも水道水と井戸水などを併用してみえる世帯、あるいは井戸水などのみを使用してみえる世帯がございます。今回、議員に情報提供させていただきました水道水以外の世帯が6世帯、水道水と井戸などの併用世帯が150世帯というのは、この届け出書の集計によるものでございます。

最初の御質問は、認定後の使用実態の調査や把握はどうしているのかということでございますが、基本としましては、下水道条例施行規則第13条によりまして、使用者及び所有者に変更があった場合、あるいは使用の状況等に変更が生じた場合には、使用者は遅滞なく使用者等変更届出書により届け出なければならないと規定されております。下水道使用料の説明の際に、井戸などを使用している場合の使用料の認定の規定を説明いたしまして、人数等が変更となった場合は速やかに届け出をしていただくよう説明はいたしておりますが、中にはこういった届け出についてお忘れになっている方もあるかもしれないということから、年度末の転入・転出の増減が予想されます時期を前に、この1月の下旬に井戸水などを使用してみえる全世帯に対して、世帯人員の変更や井戸水などの使用をやめた場合、そういったものがある場合には変更届け出が必要である旨を説明した文書を送付して、現在、返送されつつあります変更届出書の集計などを行っております。こういった作業は今後も定期的に行ってまいります。

2つ目の御質問の御嵩町では使用者から汚水量の認定根拠に係る問題や異議の申し立てなどはなかったかということでございますが、現所属職員が記憶するところでは、これまでに異議の申し立て等はございませんでした。

それから、最後になりますが、上水道以外の使用水量の認定根拠に対してどのような考えを持っているのかということでございますが、冒頭でも少し触れましたが、平成7年度の下水道使用料金制定の折に、水道水以外を使用してみえる世帯についての汚水量算定根拠を明示して議決をいただいております。当時、全世帯で水洗トイレを使用されている大庭台団地、それか

ら西田団地と合わせて574世帯の1年間の水道使用水量を世帯人員別で調査し、1カ月当りに換算した数字を根拠として、さらに近隣の市町の数値も参考にいたしております。この井戸などの使用による汚水量の算定は、世帯の人員により、議員御指摘のとおり、1カ月当たり1人世帯は12立方メートル、2人世帯なら17立方メートル、3人世帯なら23立方メートルと、4人世帯の場合は28立方メートルというように、下水道条例施行規則第14条第2項により認定基準水量として規定されており、世帯の人員数の認定が料金算定のもととなっております。現状では、この1月分の下水道有収水量が8万3,506立方メートル、公共下水道への接続世帯数が3,559世帯で1世帯当たり約23立方メートル、町全体の平均の世帯人員数が約3人ということですので、認定水量の3人世帯の場合の23立方メートルと同数値となっております。

また、水道のほうでございますが、厚生労働省の補助基準である地方基盤整備事業では、計画給水量として1日平均給水量では、一般の分ですが、1人当たり250リットルとなっております。1カ月に換算すると約7.6立方メートルということになります。世帯平均人員3人を乗じると約23立方メートルであると、4人を乗じると30.4立方メートルで、下水認定水量のそれぞれの数値と同じような数値となっております。ただ、4人世帯では、認定水量が若干下回っておりますので、現在の認定水量は条例の第17条に規定する使用者の使用の態様を勘案した数値というふうに考えております。しかしながら、制定から約16年経過しており、近年では節水意識の浸透、それから節水型の水洗トイレや洗濯機などの普及、生活様式の変化などによって、水の使用形態も変わってきているのが現状であります。今後も平均的な水道の使用水量についてのデータの蓄積は行っていきたいというふうに考えております。

以上で、下水道料金についての答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

明確な御答弁、ありがとうございました。

ただ、世帯数、人員等の変動はあると思いますので、毎年度調査を一定時期に行うように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは第2点目ですが、御嵩町第4次総合計画の後期基本計画の策定の背景ということでもあります。

昨年議員になってから、この立派な総合計画の基本計画をいただきまして、ありがとうございました。私も企画で担当したことがあるわけですが、そのころ御嵩町の総合計画に関しては、以前から議員さんの皆さんから、絵にかいたもちではないかというような批判を受けながらも、

担当者として、地方自治法第2条第4項、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという条文に基づいて策定をしておるということ等を答弁してきました。今回配付されました後期基本計画によりますと、平成22年度に施策・事業の成果と課題を検証するとともに、社会経済状況や住民ニーズの変化も踏まえて基本計画の部分的な見直しを行ったということでもあります。

先ほど成果と課題ということで、きょうの一般質問で資料請求しておりましたら、18ページにもわたって評価をされておりまして、添付していただきましてありがとうございました。後ほど目を通させていただいて、また考えさせていただきたいと思っておりますが、22年度に見直しを行って、平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間としたということで、後期基本計画として策定したということでもあります。

その委託料は、昨年度の22年度決算で見ましたら約430万ほどと認識しておりますが、それでよろしいでしょうかということと、冊子の165ページ、これも180ページほどあるわけですが、その165ページ、要するに策定経過というのがあるわけですが、それによりますと、平成22年8月16日から始めて平成23年7月29日までの約1年間を経過して策定されたとあります。事業の推進と災害の対応等、当時大変だったとは思いますが、そういう事務事業の煩雑な中で策定されたことには、まことに意義があるものと思われまして、職員の皆さんの努力のたまものと思っております。

そこで、3点ばかりの質問をさせていただきます。

後期基本計画策定に係る委託料、先ほど言いましたが、430万ほどですが、その支出がなされておりますが、委託の内容、要するにこういう冊子をつくるだけなのか、冊子の中の文章とかいろいろまでも行ったのか、またはアンケートの集計のみなのか、どこら辺までの内容なのかをお聞きしたいと思います。

それから2点目、後期基本計画の内容には、町長さんが選挙がありましたし、いろいろと選挙の公約もあるわけですが、渡邊町長さんが策定時には在職されてみえましたので、その関係から、行政施策等につきまして今後の5年間の考え方及び町長選挙での当選後の選挙公約等の内容は、この後期基本計画のそれぞれの主要事業等に盛り込まれておるかということをお聞きしたいと思います。

それから、3番目がちょっときつい文章だとは思いますが、1年間という短期間で後期基本計画を策定はされましたが、平成23年度からの主要事業等を平成23年度の予算にどのように反映されたのか。通常の23年度当初予算要求等の作業前には、23年度の実施計画というのが策定されていることが前提となると思いますが、その時点では後期基本計画が策定されていなかった

たと思いますので、その点の盛り込み方等について、どのように行われたのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、加藤議員の御質問の第1点目ですけれども、御嵩町総合計画（後期計画）策定に係る委託料についてお答えをしたいと思います。

まず、委託料の内容を御説明する前に、少し総合計画について御説明をしたいと思います。

御嵩町では、平成18年3月に平成18年度から平成27年度の10年間の行政運営の総合的な指針となる第4次総合計画を策定しております。総合計画の構成は、10年間の地域づくりの指針を示す基本構想と、その基本構想で示された将来像を実現するために短期5年間に用いる手段や施策を定めた基本計画、その5年間の施策を効率的に進めるため3カ年の実施計画を定め、実施計画についてはローリング方式により毎年度修正や補完を行い、変化する経済社会情勢に弾力的に対応できるように進捗管理を行っているところでございます。

また、先ほど加藤議員の町職員時代に、総合計画が画餅であると批判があったと述べられました。確かに、基本構想の部分は、将来像というある意味理想型である御嵩町のグラウンドデザインを描いておりますので、その部分だけを見ていると、現実とのギャップから、そうした批判が出たのではないかと推測されます。

今回の後期基本計画の見直しは、そうした批判などを踏まえて、基本計画の中でも先導的に取り組む重点プログラムの一つである住民と協働で進めるまちづくりの進行管理について第5次行政改革大綱の実施項目に掲げ、後期基本計画（案）を答申した総合計画審議会委員の一部の委員が、行政改革推進員として定期的に進捗状況をチェックする制度としております。こうした計画策定から進行管理まで住民の目線でチェックすることで、計画と構想との乖離や計画倒れを防いでいこうと考えております。

御質問の第4次総合計画の後期基本計画策定の委託料としては、次の4つの業務をプロポーザルで選定した民間のコンサルタントに委託しております。委託料は435万7,500円でございます。

委託料の内容1つ目、計画策定の前提となる基礎的データの収集・分析のための町民意識アンケート —— これは2,000通出しましたけれども —— の作成、発送と回収及び結果報告書の作成等の業務。2つ目が、前期基本計画に掲げる施策・事業の達成状況の整理・分析などの検証業務。3つ目が、後期基本計画の原案作成のための各課ヒアリング及び総合計画審議会、

重点プロジェクト会議の運営支援と職員研修の実施。4つ目が、今回の見直しから後期基本計画で策定した重点プログラムの進行管理について、御嵩町行政改革推進委員会で行うこととしたことによる行政改革大綱原案の作成。以上の4つの業務を、議員御指摘のように、平成22年7月29日から翌年の3月31日の期間で委託をしたわけでございます。

なお、平成22年度末で実施的に後期基本計画の策定は終了しましたがけれども、町長選挙が6月に予定されていたため、新町長の方針を反映させるため印刷製本業務を23年度とし、6月12日の選挙後に原案について正式な答申を得て、7月に策定・発行をしております。

次に質問の3つ目、平成23年度当初予算に後期基本計画の主要な施策がどのように反映されたのか、また予算編成時には間に合わなかったのではないかと御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど御説明しましたように、10年の期間で策定した総合計画を、社会経済の変化に合わせて手段・手法の修正や補正を短期5年の時点で行うという趣旨が後期基本計画の主たる目的でございます。今回の後期基本計画の策定では、平成22年8月に町長ヒアリングを行いまして、その首長の意向を踏まえて原案作成を行ってまいりましたし、昨年が町長選挙になったということで町長が変わる可能性も考慮しまして、最終的な策定の手続は23年7月に行いました。したがって、町長が再任されこともあります、マニフェストで掲げられた町民との約束が後期基本計画と平成23年度の予算や各課の主要施策にほぼ反映されていると考えております。

以上で、加藤議員の御質問への答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

答弁が進んでおりますけれど、加藤議員の質問については2点目ということを中心にお答えさせていただきたいと思っております。

画餅、絵にかいたもちという部分では、加藤議員の視点が私のほうにぴっと向きましたんで、この議場でも一番私が言ってきたことであるなということを感じております。ほかの議員さんもおっしゃった方もありますけれど、かなりしつこく私は迫っていったという記憶がございます。まさか自分がその総合計画をつくるという立場になるとは思っておりませんでしたけれど、それなりに現実に即したものにしていかなければいけないということは思いとしてあります。

歴史的に言えば、昭和60年代になるわけですが、バブルの真っ最中ということになるかと思っておりますけれど、その時代に第2次総合計画ができました。私が議員になりましたのが平成7年ですので、当然その第2次総合計画の中で私は議員になりました。その総合計画を見えます



と、代表的な例では、御嵩町の人口は2万6,000人を想定しておりました。ほとんどが業者委託でできたものであって、言葉は悪かったですが、中山道の宿場町にある町村単位でいえば、ほとんど同じことが書いてあるんじゃないのかというような内容でありました。そういう意味では、業者委託というのは余りよろしくないんじゃないかという部分も含めて、絵にかいたもちだということを指摘してきたという立場にあります。

柳川町政になりまして1年が過ぎ、平成8年から第3次総合計画というのが始まっております。この平成8年というのは、7年に町長がかわりまして、8年に産業廃棄物処分場問題があった。柳川さんとしては、法の縛りがあるから第3次総合計画をつくっていく。これもほぼ業者への委託でおつくりになったと。残念ながら、その時点でも現実的なものではなかったと言わざるを得ないと思います。

そして、この第4次総合計画になるわけですが、この第4次総合計画ができましたのが、平成18年にスタートをしております。その時点では、東海環状自動車道、国道21号バイパス第4工区の開通がございました。それもあって、工業団地がすべて売れる状況が目に見えてきたという段階でつくり上げられたのが第4次総合計画であります。1年たって私が引き継ぐことになったわけでありまして、少なくとも私の最初の選挙時、柳川元町長が応援に来ていただいた際にもおっしゃっていましたが、大変苦労したと。ただ、税金等々を考えれば、次の町長は左うちわだとおっしゃってございましたけれど、全然私はそんなことはないです。候補者等を応援に見える人に、前の町長と言っていることが違うじゃないかという指摘も受けたんですが、それから久しく企業奨励金ということで、大変財政的には苦労をいたしました。そんな中で、何とか一步一步、歩を進めてきたということになるかと思えます。

この第4次総合計画、後期になるわけですが、総合計画の存在意義というのは、肯定的に言えば法の縛りがあるということと、民間企業というのは最近スパンが非常に短くなっておりまして、長期的な展望というのはほとんど持てないという状況にあります。幸いといたしますか行政は、ある程度安定した財源があるということのも事実でありますので、行政であるから10年間の計画というものも見据えていける可能性が高いという意味では、肯定的にとらえております。ただ、私は選挙で選ばれる立場でありますので、私に与えられる時間は1回の選挙で4年しかございません。そういう意味では、第4次総合計画が始まって1年目ということで私は引き継いでおりますので、この総合計画から、その枠から離れることはできない、出てしまうことはできないという大変な縛りを感じて4年間仕事をさせていただいたと。基本としては、総合計画が根幹をなして、枝や葉をどうつけて花を咲かせるということが自分の仕事であろうなということから取り組んでまいりました。そういう意味では、180度違う感覚で見なければいけないのが、この総合計画かと思えます。ただ、私は議員として第4次総合計画も賛成ということ

で成立させてきましたので、最初の選挙のときもマニフェストには、第4次総合計画を意識したマニフェストをつくったのも事実であります。

今回、後期基本計画ということになったわけですが、5年間ということでも取り組んできました。これには、私が常日ごろ言っている言葉であると。教育関係でも小・中一貫、またはそこに幼保も加えるんだというようなことも当然入れてありますし、そのほかのことについても、わかりやすい言葉が使われている中で、特徴的にいえば、目指す姿に向かうための手段をしっかりと描いていくと。その中で、何をやるにしても、町民の皆さんの力をかりなければ何も前に進まないというのは現状になってきていると思います。そういう意味では、項目が1つふえましたけれど、各項目すべてに協働の考え方が示してあります。そういう意味では、町民の皆さんにも広く内容を深く、この4次総合計画の後期基本計画については知っていただかなければいけない立場だなということを改めて今感じているところであります。少なくとも今回は5年間、私、渡邊町政の中で、こうした形でのスタートをするわけでありまして、また3年後には選挙があるわけですので、その大枠を外れないように、また次、だれが町長になるかはまだまだわからないわけですので、5年たてば、当然、第5次総合計画を手がけなければいけないという時代になりますので、そこで私の矛盾を持っている総合計画の悪いところの部分は何とかクリアしたものにしていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひ加藤議員もお知恵をおかりしたいというふうに思っております。

先ほど部長が答弁いたしました、平成23年度の予算組みには間に合わなかったと。これは事実でありますけれど、選挙のある年には予算は基本的には骨格予算と、選挙後に補正で対応していくというのが常識といいますかマナーであると思いますので、その線は守ったと。代表的な例でいいますと、私も心配はしておりましたけれど、例えば上之郷保育園の耐震及び大改修というのは、予定はしておりましたけれど、予算上は私が町長に当選した以降の議会で御承認いただいて、補正予算として実施させていただいたものであります。そういう意味では、非常に難しい23年度の処理ではありましたけれど、何とかスタートは切れているというふうに感じております。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

時間的には困難な状況であったというようなことでもありますので、今後、第5次の総合計画を策定される場合は、1年以上の余裕を持ってしっかりと策定されることを希望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 議長（谷口鈴男君）

これで加藤保郎君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

大沢さんの質問につきましても、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

### 10番（大沢まり子君）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、大きく2点御質問させていただきます。

1点目は、胆道閉鎖症早期発見のための便のカラーカードについてお尋ねをいたします。

胆道閉鎖症とは、胆汁の通り道である胆管が生まれつき、または生後間もなく完全に詰まってしまい、胆汁を腸管へ排せつできなくなる病気のことで、胆汁は腸管内では有効に作用しますが、肝臓の中にとどまると黄疸を引き起こし、さらには肝臓の組織が壊され繊維がたまってかたくなる胆汁性肝硬変症という状態になります。こうなると、もう治らないということがあります。また、胆汁が腸管内へ排出されないと、脂肪の吸収が悪くなり、これと一緒に吸収されるはずのビタミンKの欠乏が起こります。ビタミンKが欠乏しますと出血しやすくなり、脳溢血を引き起こす危険性が高まってまいります。約1万人に1人の頻度で生まれてくると言われており、年間で100人から120人の胆道閉鎖症の赤ちゃんが生まれています。女の子は男の子の2倍発症し、この病気の原因はいまだわかっておりませんが、お母さんの胎内で一度つくられた胆管が、何らかの炎症により閉塞するものが多いと言われております。手術の方法としては、胆管の閉塞部分を取り除いて胆汁の流出を図る方法と、肝臓自体を取りかえる肝移植手術があります。まずは胆汁の流出を図る方法を行うものが一般的であります。このような治療法で赤ちゃんの命を守るためにも、一日も早い病気の発見が一番必要なことは言うまでもありません。脳溢血を起こすと障害へのリスクが高まりますので、血管が切れる前に発見することが望まれます。

最近では、昨年の5月には中津川で男の子が胆道閉鎖症で生まれました。2カ月で脳溢血を引き起こし、開頭手術を受け、4カ月で胆汁の流出を図る手術、そして12月には生体肝移植をされたということでもあります。今、元気にしておられるということでもあります。

この胆道閉鎖症を早期に発見する大きなものとして、この病気の特徴で便の色というのがございます。ですから、この便のカラーカードによる早期発見が重要となってくるわけであり、ます。全国に先駆けて岐阜市においては、我が党の女性市議会議員が胆道閉鎖症のお子さんを持つお母さんからの相談を受け、その声を届ける中で、平成16年7月からこのカラーカードが母子手帳とともに妊娠中のお母さんに手渡されるようになりました。その取り組みは県にも広がり、御嵩町においても19年から手渡されているということでもあります。これが御嵩町の母子手

帳であり、この便色のカラーシートというものであります。県と岐阜市が共同でつくられたものであります。

しかし、お母さん方から話を伺いますと、母子手帳とこのように別物になっていることから、紛失してしまったり、早い時期に話を聞いていても、出産時になると忘れてしまっているなどの声が聞かれています。そして、昨年8月、我が党の国会議員が、長年にわたりカラーカードの普及に取り組んでこられた国立成育医療研究センターの松井陽院長の要望を受け、衆議院の厚生労働委員会や国会質問で訴えたところ、昨年12月末に母子手帳にこのカラーカードをとり込む法改正の省令が出されました。胆道閉鎖症の子供を持つ母親のグループ「肝ったまま's」のお母さんのお話を伺うと、保護者への丁寧な説明、情報提供、出産後の退院時に医療機関で説明していただけると意識して赤ちゃんを見ることができるといふことで、また行政の保健機関や保護者、また医療機関が一体となって早期発見につなげていただきたいと言われております。また、「肝ったまま's」では、この啓発用のポスターというのもつくっておられます。

説明が長くなりましたが、この4月から国の政策として、母子手帳に胆道閉鎖症早期発見のための便のカラーカードが、原則とじ込みになっていくということが決まっております。

そこでお尋ねいたします。

担当部局におかれましては、胆道閉鎖症についてどのように認識しておられますでしょうか。

2つ目に、保健関係者の方の研修はどのようにされておられますか、また今後どのようにされていけますか。

3つ目に、保護者への情報提供についてはどのようにお考えでしょうか。

4つ目に、医療機関との連携はどのようにされていけますか。

5つ目に、ポスターなどの周知、啓発方法など工夫が必要と思われそうですが、どのように考えてみますでしょうか。明快な御答弁をよろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

民生部長 瀨久美君。

**民生部長（瀨久美君）**

それでは、大沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

初めに、胆道閉鎖症についての認識についてでございますが、岐阜県では、議員御指摘のとおり、岐阜市が赤ちゃんの便の色から胆道閉鎖症の可能性を判断する便のカラーカードを平成16年7月から全国に先駆けて母子手帳とともに妊娠中の母親に配布し、便の色を観察し、病気の早期発見・早期治療を促し、肝臓の重篤な機能障害や最悪のケースを回避する取り組みに着手しておられます。本町を含めました県内の取り組みにつきましては、平成19年度から胆道閉

鎖症検査支援事業として始まり、便のカラーカードの配布をしており、現在もこのカードを保健所からの配布を受けて継続実施をしております。

胆道閉鎖症という病気は、肝臓からそれ自体は消化酵素が含まれていない胆汁を十二指腸に胆道を経て送っていますが、十二指腸で膵液と一緒にすることで膵液を活発にし、脂肪やたんぱく質を分解して腸から体内に吸収しやすくする役割を担っております。しかし、胆汁を送り出す管が細くなったり閉塞してしまったりして、腸へこの胆汁が送れない状態が発生し、肝臓内にたまってしまう病気が胆道閉鎖症というもので、胆汁性肝硬変やビタミンKの欠乏により起因する脳出血など、命にかかわる重篤な病であることは認識をしております。

また、この胆道閉鎖症の早期発見のポイントとして便の色と体の色で、生後2週間ぐらいの時期にあらわれる生理的黄疸の時期を過ぎても黄疸が軽くならず、生後1カ月前後まで緑色がかかった黄疸が続き、排便の色がその間だんだんと薄くなり、クリーム色から白へと変化していくことで胆道閉鎖症の可能性が強く疑われることとなります。このように、生後間もない赤ちゃんの体色の变化と便の色の变化が胆道閉鎖症の可能性を疑う基本となるため、便のカラーカードが非常に有効と認識をしており、町保健センター職員も、早期発見・早期治療を行い、幼い子供の命を守ろうと取り組んでいるところでございます。

続きまして、本町の取り組みなどについて説明をしたいと思います。

1点目の保健師などの研修につきましては、母子保健関係の保健師が参加して、各種制度や保健師として市町村で取り組むべき内容等を協議・研究する可茂地域保健業務連絡会に母子保健部会がありまして、そこで母子の健康等について、年四、五回でございまして会議が持たれておりますし、岐阜県市町村保健活動推進協議会の保健師部会の中の母子保健部会も、年に1回ではありますが開催をされ、その場で母子の健康管理や疾病対策について研修が行われ、今回質問のありました新生児の胆道閉鎖症についての学習や便のカラーカードについて十分理解をし、市町村での母子保健の取り組みとして実践しているところであります。また、県が主催します新規事業等の取り組みについての説明会が年に数回開催されており、その場でも妊産婦への健康対応、新生児の疾病の早期発見や予防について学ぶ機会も持たれております。

2点目の保護者への情報提供につきましては、妊娠が確定された後に所在地に妊娠の届け出を行い、母子健康手帳の交付を受けるわけですが、その際、母子健康手帳とともに便のカラーカードも添え、保健センターで保健師が胆道閉鎖症の説明と便の色の注意点、さらには便の色で気になる点があった際に小児科医を受診することを説明しております。ただ、便のカラーカードをお渡ししても、十分にその意味を理解せず、どこへやったかわからないといったお母さんたちもおられるようですが、基本的にはこの母子健康手帳の交付の段階での周知が主となっております。しかし、医療機関での新生児1カ月健診において、小児科の先生

が便の色や体の色について母親の問診と赤ちゃんの検査を実施されており、この段階でほぼ胆道閉鎖症か否かの判断はできるものと思っております。

また、保健センターにおきましては、赤ちゃんの全戸訪問として2カ月児のお子さんのおられる家庭を訪問し、生育の状況、健康状態の確認、母親の育児ノイローゼや育児放棄的な行動などの早期発見と、そのケアを行っている中で、赤ちゃんの便の色の確認と、不安に思われる状況があった際の受診をお伝えしているところであります。

そのほか、3・4カ月児を対象としてBCG接種時の際や、4・5カ月児を対象として保健センターで行っている乳児健診、7カ月・10カ月児の相談、さらには1歳6カ月児健診においても、この胆道閉鎖症について、診察担当医、保健師、看護師など連携し、注意を払っているところであります。

3点目の産科医など医療機関との連携についてであります。改めて何かの形でこれを依頼するという状況ではなく、医師、保健師など母子保健に関係する方たちの間では、この病気についての専門的知識がそれぞれあり、それぞれの立場で赤ちゃんの状態を確認し、小さな命を守るためにシステマチックな流れが形成されていると考えております。

4点目のポスターなどの周知、啓発についてであります。現在、先駆的に取り組んでおります岐阜県として胆道閉鎖症についての周知・啓発を改めて行う予定はないということですが、市町村で作成し配布しております母子健康手帳でございますが、現在の使用中の母子健康手帳はこの3月末までの使用とし、4月からは最新のデータに更新するに当たり、現在、差し込みとしてお渡ししている便のカラーカードを母子健康手帳のページ内に印刷したものをお渡しすることになりますので、カードの紛失といったことは回避できることとなります。

また、母子健康手帳のリニューアルに当たり、現在実施している幼い子供の病について、子供を授かった母親に周知するのみではなく、胆道閉鎖症についての認識を男女に問わず若い世代に理解をしてもらう観点から、母子健康手帳の内容が変わったことを広報などを通じて周知したいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

民生部長におかれましては、かなり高い認識をお持ちということで、ありがたく思っております。こういった一人のお母さんの声を国へつなげて政策として実現していくのが我が党の形でございますので、これからも一つ一つ取り組んでいきたいと思っております。

そして、今おっしゃられたように、ポスターなどの周知、啓発、特に県のほうからはないということでございますけれども、おむつをかえるおトイレとかそういったところに、先ほど示しましたような、ちょっとしたこういうポスターを張っていただける、そういうことでも保護者の方の認識がまた変わってくると思いますので、こういうことも実施していただけたらなと思っております。

そして、母子保健部会などでも勉強もしておられるということで、19年から配布はされておりますので、でも子供さんを持ったお母さんの話とかをもう少し聞いていただいて、自信を持って保健師さんたちがお母さん方に情報提供できるような形にしていただけたらなと要望しておきます。よろしくお願いいたします。

これで胆道閉鎖症のお話は終わりにさせていただきます。

次に、2点目として、町内の福祉施設についてお伺いをいたします。

この1月に、民生文教常任委員会、私、所属しておりますが、この委員会所管の施設訪問を実施いたしました。委員長のほうから議長に報告書を提出されているところであります。その中でも児童福祉施設であります伏見児童館と障害者福祉施設について、町長の御見解をお伺いしたく質問させていただきます。

1つ目に伏見児童館についてでございますが、今議会に指定管理者の指定についてとして議題に上がっております伏見・中児童館であります。管理運営状況を見ますと、民間の創意工夫を凝らした事業展開をしていただきながら、多くの利用者、この二館合わせて年間1万8,000人以上の方が利用されております。そういったところから見ましても、地域に溶け込み、支えられながら活用していただいているという状況がうかがえました。

しかし、特に伏見児童館につきましては、昭和46年に建設され、既に40年が経過しており、かなり老朽化していることと、構造面や耐震性から見ても問題が大いにあると感じました。町の避難所にもなっていることと思いますが、地震が起これば真っ先に壊れてしまうのではないかというような不安もございます。果たして避難所としての機能を果たせるのでしょうか。伏見児童館は、年間8,000人以上の方が利用されている施設としては、早急に建てかえる必要があると改めて感じてまいりました。さらに、伏見児童館が地域に親しまれるよう、避難所機能や、以前町長がおっしゃって見えました筋トレやいろいろな機能をあわせ持つ複合的な施設として建てかえを考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目に、障害者支援多機能事業所「あゆみ館」につきましては、障害者の通所施設として、指定管理者である慈恵会の手厚い職員配置や施設長の熱い思いの中で、通所者による継続的で活発な活動、事業が展開されており、障害者御本人や保護者の方のよりどころとなっております。しかし、今後の大きな課題は、障害者御本人や現在支えとなっている保護者の高齢化が進

んでいるということであります。平成22年の3月には、このあゆみ館の保護者の方から要望書も提出されておりますが、障害者の方の自立という観点からも、障害者の方が入所し生活をできるケアホームの必要性を痛感しているところであります。あゆみ館北側の町有地への建設について、検討委員会も今は実施されていないようではありますが、町長はどのように考えておられますでしょうか。

この2点お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

大沢議員の御質問、2点についてお答えをいたします。

まず、これは一般論としてでありますけれど、御嵩町の施設、これは建物だけではなく、例えば橋、擁壁等々については維持管理を基本とし、延命をどう図るかというのが現在の御嵩町の立場であるかと思ひます。そういう意味では、大切にものを使っていくということに通じていくものだと思ひております。

御指摘の伏見児童館については、昭和46年に竣工してあります。面積は283平方メートル余り、指定避難所としてはB評価の避難所であります。耐用年数は38年ありますが、既に40年を経過してあります。耐震診断では、これは平成21年度に実施したものでは、I s 値が0.45という数字が出てあります。0.45といいますと、文科省が0.7、国交省は0.6ですので、いずれもクリアしていないという施設になります。これらのデータを見ますと、御嵩町の子供関連の施設では、伏見児童館は最も危険な建物であるということが見えてきます。残念なことに構造上、耐震補強はできないという建物ですので、いつ思い切るかということにかかっているかと思ひます。東日本大震災を見てみますと、こうした施設、行政の責任として、危険を承知のまま放置しておくことはできない、非常に喫緊の課題であるというふうに考えています。

議員おっしゃったように、以前から私も複合的な多目的な施設にしていきたいという考えで伏見の児童館を考えておりました。もう少し延命できる施設だと思ひておりましたので、空きスペースなり、増築するなり、そこに組み込んでいくという考えをしておりましたけれど、現地へ行って見た結果、無理だということがわかりました。そういう意味では、この1年しっかりとした議論をしまして、25年度に何らかの形で現場での動きを始められるようなシナリオを書けたらなということはお思ひておりますので、議会の皆さんにも十分議論をしていただいて意見を拝聴したいというふうにお思ひております。でき得れば伏見児童館については、開放された子供を中心として高齢者の方も利用できるような、また現役世代がメタボ対策で運動できるような、名鉄八百津線跡地も含めて、そうした地域にしていきたいというのが私の思いの中にあ



りますので、それに合致した形での、いわゆる財源を探しつつ、最も有利な安上がりな負担で済む方法を考えていきたいというのが現在の私の考え方であります。

次に、ケアホームの必要性についてであります。

平成7年、先ほども言いましたように私は議員でありました。1期目から民生文教常任委員長ということで、保護者の方々とたびたび協議をする場を持ちました。個人的にもお話をさせていただいたりということでもありますけれど、ケアホーム型のものをつくったほうがいいんじゃないのかと。当時は、授産施設を何とかしてほしいというお話でしたので、実はケアホームのほうがいいんじゃないでしょうかという提案をしたんですけど、大変その時点ではおしかりを受けました。障害者の心のようなものがわかっていないんじゃないかということを言われましたけれど、私は、親というのは年老いていくものでありますので、いずれか限界が来るという思いがありましたので、そういう提案をしたと。あゆみ館を実はつくるときにも、そうした併用型のもののほうがいいんじゃないかという提案をしたわけでもありますけど、あくまでも授産施設、作業をする場所を提供するんだということで、あゆみ館が建設されました。それ以降、第2期の計画として、ケアホームというのは具体的に議論はされておりますが、今、中間で飛んでいる状態であります。

私もし手がけるとしましたら、これも福祉といえど効率も考えなければいけないので、現在のあゆみ館の、例えば事務所であるとか、食堂であるとか、使えるような状態での建設が最も好ましいであろうと。御承知のように、今、指定管理者制度で慈恵会にお願いしておりますから、民設民営を基本として考えていきますと、慈恵会がどのような考え方をされるのか、また対象が慈恵会でいいのか悪いのかということから議論は始めていかなければいけないというふうに感じておりますが、どちらにしましても、なるべく多くの機能を持たせて、でき得る限り近いところで、親御さんがいつも顔を合わせることができるようケアホームが望ましいんじゃないのかという考え方をしております。かなり具体的にデータとしてはそろっておりますので、定員約20名を予定しております。事業費としては6,000万円ぐらい、補助金はそれに対して、現在のところは、わかっている分で1,100万ほどの補助金があるであろうということであります。家族の方々からは、具体的なそうしたものを示していただかないと入るか入らないかもわからないという状態であるような意見があるようですので、そのあたりも家族の方と一緒につくっていけるような施設にしなければいけないというふうに思います。

今現在御嵩町は、福祉向上基金として23年度、今年度末、3月31日末の残高は1億7,200万円ほどございます。これを取り崩して使っていくのか、あゆみ館のように電源立地交付金をあてがうのか、いろんな財源があるかと思えますけれど、これも先ほど申し上げたように、国・県の補助制度や交付金制度があるわけですので、最も有利な組み合わせにしていきたい。町の

負担を軽減した形での施設設置が望ましいであろうと考えております。

最終的には、保護者のほうからは要望書として出ておりますけれど、でき得る限り御嵩の子は御嵩でということをお考えたいと思っておりますので、その規模も含めて、20人が20人、御嵩の子供が入ってもらえるような施設にしていきたいと。そういう意味では、20人はクリアできそうです。町外の方も受け入れざるを得ないという制度上の問題があるとしたら、これはこれで守っていかなければいけませんけれど、一番困っている状態、その度合いの高い方が優先順位が高いのではないかということは思っておりますので、まずはこれから、議員の御提案もありますし、御嵩町としての福祉を充実させたまちづくりという意味で合致しておりますので、これも議員の方々も、それ相応の支出を覚悟しなければいけませんので、議論を深めたいというふうに思います。具体的には、いつでも示せるだけのデータはお出しはしたいと思っておりますので、それをたたき台にさせていただいてもよろしいかと思っておりますので、前向きな御検討をよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

町長の前向きな希望の持てる御答弁、本当にありがとうございました。障害者を持つお母さん方にも大変な明るい希望を持てる状況になったと思います。また、具体的に伏見児童館につきましても、25年度より形にしていきたいという御答弁でございましたので、私たちもまたしっかりと取り組んでまいりたいと思いますが、一日も早く実現できることを望みまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を10時20分といたします。

午前10時07分 休憩

---

午前10時20分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 高山由行君。

なお、高山議員におかれましても一問一答の申し出がございましたので、その方式でお願い

をいたします。

## 1 番（高山由行君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました御嵩町防災行政について、公共施設の改修について、リフォーム助成についての3点について御質問させていただきます。

さきのお二方のハイレベルな質問の後で私というところで少々緊張しておりますし、またきょうは後ろのほうに傍聴者の方もたくさんお見えになっているということで、張り切って質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の質問であります。御嵩町の防災行政について伺います。

平成22年度の7・15災害、そして平成23年の8・23災害、9・20災害と集中豪雨が御嵩町を襲い、町内各所で土砂崩れ、地すべり等多大な被害が発生しまして、その復旧に23年度、また24年度も、行政のほうとしましてもしっかりと手厚く対応していただいているところであります。23年11月には、町幹部職員で豪雨災害を受けての分析、今後の対応と反省会を行っているようですし、東日本大震災の発生を受けて、23年4月に合同防災対策会議を開催しております。御嵩町議会においても、昨年10月17日から19日の3日間、宮城県において大規模災害の現場視察と、御嵩町が災害ボランティアを出している関係で、七ヶ浜町で災害発生時における議会対応とボランティアセンターの運営という内容で議員全員研修をしておりますし、ことし、先月ですけれども、総務建設産業常任委員会研修では、西宮市に被災者支援システムについて行政係長とともに勉強させてもらっております。今後、議員といたしましても、防災行政については議論できるよう研さんを積んでいるところであります。

防災行政と申しましても多岐にわたりますので、その一部を今回の質問といたしますが、東日本大震災を受けて防災行政を見直されている中、日本という国は互助の精神の上に成り立っている、いざというときには助け合える国民だと思っております。御嵩町においても、いち早く救援物資を全国産廃連の会長・副会長という関係で那須塩原市に提供しておりますし、飲料水も送っているとのことでした。人的支援で申しましても、宮城県七ヶ浜町に4回に分けてボランティアを行っております。いつ、どこで、どのような大規模災害が、特に御嵩町は大地震と豪雨災害、そういうものがありますが、発生するかわかりません。平時の備えとして、3点ほど質問します。

まず、第1点目に、東日本大震災後、4回に分けて御嵩町消防団員と町職員がボランティア活動を行っております。どのような成果が得られたか。また、災害現場を見て、御嵩町の防災・減災にどのような課題があるのか、職員のレポートも町長のほうに提出されているように伺っておりますが、そのレポート内容も踏まえて町の考えをお伺いします。

次に、2点目であります。

さきに申しましたように、東日本大震災のときには、救援物資の提供、人的支援と素早い対応をしておりますが、東海・東南海・南海と大地震が予想されている中部地方でありますし、御嵩町においても亜炭廃坑の問題等々取り上げられている中、現実的に大規模災害が発生したときの助け合える仕組みができていくか心配であります。大規模災害発生時は、自助・共助と進んでいくわけではあります。一昨年、昨年の集中豪雨の折には、災害時における応急対策に関する協定書に基づき、御嵩町安全協議会の土木関係の民間業者による協力で素早い対応をしていただきました。自治体と民間業者との災害時応援協定は、医療、救護、物資の提供、物資の輸送、ライフラインの復旧等多岐にわたりますけれども、御嵩町では平成18年の株式会社バローさん、平成19年のラスパ御嵩店さんと応援協定を締結しているようですが、現状、どれだけの民間業者の応援協定があるか、また今後御嵩町は協定業者をふやす考えがあるか、お伺いします。

参考までに申しておきますが、先日、私たちが議員研修をさせていただいた西宮市は、災害時の協力体制を充実するために協定を結んでいただける民間業者を公募によって募集しております。

次に、3点目の質問であります。2点目の質問は民間業者と災害時応援協定でありましたが、3点目は自治体間における支援協定の質問であります。

自助・共助と進んできまして、公助の場面になりますと、被災されていない県、他市町村の支援が大変重要になってきます。先年7月の議会の施政方針でも町長はこのことに触れておりますが、他市町村との災害時応援協定は今現在どれだけ締結しておりますでしょうか。また、今後の姉妹都市提携の考えがあれば、それも含めてふやしていく考えがおありかお伺いします。

2年続けての豪雨災害がありました。また、大地震が起きた場合、ほかの市町村よりも被害が甚大であるとの認識のもと生活している御嵩町民であります。御嵩町民の安心のために、しっかりとした御答弁をいただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、高山議員の防災行政に関する質問の一つである七ヶ浜防災ボランティアの成果と災害現場を見ての本町の防災の課題についてお答えをしたいと思います。

昨年7月22日から9月11日の期間に、御嵩町消防団員と町職員延べ100人が、土曜・日曜を利用して4回にわたり、東日本大震災で被災された宮城県七ヶ浜町でボランティアセンターの指示による支援活動と、とりわけ大きな被害をこうむった石巻市の視察に従事させていた

できました。この支援活動の目的は、被災地の方々の力に少しでもなりたいということは当然ですけれども、あわせて町長のマニフェストである災害に強いまちづくりの政策を考える上で、実際に被災現場を見ることで、被災時にどう対応すべきか、想像力を養うことも大きな目的の一つでありました。参加職員全員が現場で見て感じたことをレポートとして提出し、消防団員については、この支援活動が防災意識に影響を与えたかや今後の消防団活動に役立つかなど、アンケート形式で回答をしていただきました。

レポートには、それぞれの立場で防災に生かすべき提案が記載されておりますが、参加したすべての者が感じたであろう一番大きな教訓は、過去において災害を幾度も経験されている三陸地方では、日ごろから過去におきた規模を参考に訓練・対応をされていたわけですけれども、今回の参加で、ほとんどなくなってしまった町並み、海岸線に累々と続く瓦れきの山を現実を目の当たりにしまして、今後は、想像でき得る防災・減災の手段・対策について今まで実践してきた対策も含めて本当に大丈夫なのか再確認の作業と、被害の範囲を今までの想像からできる限り広げて考える必要性を痛切に感じたことと、災害への心構えの変化ではなかったかと感じております。この4回の支援活動を終えた直後に9・20豪雨災害が発生しましたが、被災地を実際に見て防災に関する意識も高くなっていたことから、十分とは言えませんが、今までに比べれば円滑な災害対応が図れたと思っております。

また、今回のレポートで提案された具体的な内容や昨年11月に行った9・20豪雨災害の反省会での指摘内容については、平成24年度から実施する御嵩町地域防災計画の修正や、避難所運営マニュアル、職員初動マニュアルなどの個別行動計画の見直しに取り入れ、9月に実施しています防災訓練に生かしていきたいと考えております。提案の中には予算措置を伴うものもありますので、優先順位をつけながらスケジュール感を持って進めてまいりたいと思っております。

なお、平成24年度当初予算では、レポートで提案のあった内容でもある仮称「御嵩町防災アカデミー」の開催や防災リーダー育成、防災士資格取得サポート事業に取り組んでいく所存でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、災害時における民間事業者等との応援協定の現状と今後の考え方についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、ことし2月27日時点で本町と応援協定を締結している民間事業者等は19の団体があり、応援の主な内容は、被災時の人的支援、道路等の応急復旧、飲料水の提供、生活必需物資の調達、施設の開放などです。最近では、ことし2月に2件の協定を締結いたしました。1つはサンクラシックゴルフクラブと施設を地元住民の一時避難所として使用させていただく内容の締結、2つ目はケーブルテレビ可児と災害時における緊急情報に関する協定の2件につい

て協定を締結いたしました。

また、協定に基づく実際の応援については、議員も御指摘されましたように、昨年、一昨年の豪雨災害時に、御嵩町安全協会に加盟する土木事業者が迅速な対応をしていただいたことや自販機設置事業者が自販機による飲料水を提供していただいたことなど、非常に効果があったと思っております。

こうした災害時の応援協定は、応援していただくような災害がなければ一番いいわけですが、大規模災害はいつ何どき起きるか予測できませんので、今後は秋の防災訓練で協定内容に沿った訓練も取り入れるなど、協力関係をより実効性のあるものにすることや、新たな分野での民間事業者との協定締結に努めていきたいと思っております。

次の3つ目の自治体間の災害時応援協定の現状と今後の考え方についての御質問にお答えいたします。

まず、本町は、他の自治体と応援協定を締結していないというのが現状でございます。昨年3月11日に発生した東日本災害においては、被災地の現状はテレビ等で連日放送され、ボランティア団体などはインターネット等を通じて現地の声を素早く把握し、支援物資の提供を迅速に行われているようございました。自治体間では、どのような支援物資がどこにどれだけ必要なのか、県が取りまとめの窓口となって行ってまいりましたが、県を仲介とする支援する側とされる側、双方の意向確認は予想外に手間取りました。本町では、町民の方から段ボール箱381個分の支援物資の提供を受けましたが、県からいつ搬送すべきか指示がなかなかなく、一時は本庁舎と北庁舎の通路に仮置くというような事態が生じました。こうした中で結果として届けた先は、全国産廃問題市町村連絡会の会長である那須塩原市の仲介により、その姉妹都市であるひたちなか市と関係のあった宮城県石巻市と連絡がとれ、石巻市の被災者のもとへ無事届けることができました。このように、昨年の災害では、全国産廃問題市町村連絡会のつながりが大変役に立ったという教訓を踏まえ、今後は同一の災害で被害を同じようにこうむらない程度の距離の市町村と災害時の応援協定を締結していけるよう、積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上で回答といたします。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

他の自治体との支援協定がゼロということで、ちょっと御嵩町では心配なところがありますが、議長、通告書にはなかったですけど、町長の所感を少しだけいただきたいんですが、今

の市町村との協定の件で、どうでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

結構でございます。

**1 番（高山由行君）**

じゃあ、町長少しだけ所感のほうをいただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

ただいまの高山議員の質問にお答えをいたします。

私は町長になってからよくわかったんですが、多分、日本全国探しても、自治体間の交流が全くないという町は御嵩町だけじゃないのかと思えるぐらい、いろいろネットであるとか調査をしてみますと、そういうものが見えてきます。現実にとらえていきますと、東日本大震災の際の支援についても、何らかのおつき合いがあるところ、また協定を結んであるところが基本となっておりますので、私自身もこの必要性というのは本当に強く感じております。でき得れば、今、部長が答弁をさせていただいたように、同じ災害で同規模の被害を受けないであろう地域とおつき合いをしていきたい。それには日本海側かなというふうに思っておりますけれど、海なし県ですので、でき得れば海のあるまちを想定していきたいと。全国産廃連でいきますと、池田町というところが福井県にありますけれど、ここは同じように海のないところですので、話をすれば早いとは思いますが、今後のまちづくりという観点からも広くつき合いを深めるには、そうした対象者の絞り込みということはしていかなければいけないというふうに思っています。ただ、御嵩町の場合は、特に亜炭廃坑がありますので、被害の度合いがかなり大きいということは先方も多分お調べになると思いますから、スムーズに協定が結べるかどうかは別といたしまして、前向きに対応をしていくという考えではおりますので、きょう、傍聴者の女性の方もたくさんお見えになりますから、何らかの縁が必要だと思っておりますので、縁のあるところがあれば、御紹介願えれば、私自身も現地へ赴いて首長さんとお話をしていきたいというふうに思っておりますので、これから我々も可能性のあるところとコンタクトをとってまいりますけれど、ぜひ皆さんにも御紹介をしていただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、具体的なところがございましたらお知らせいただけたらと思います。以上です。

〔1 番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

1 番 高山由行君。

## 1 番（高山由行君）

済みません、通告にないような質問をして、ありがとうございました。また、町長自身も他市町村の首長さんときずなを深めまして、新たな関係を構築していただきまして、御嵩町の安全のためにぜひ御尽力ください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。御嵩町の公共施設の改修についてであります。

御嵩町が管理している公共施設は、役場庁舎を初め公民館施設、学校施設など建物関係、河川の橋梁関係、道路設備等々多種多様にわたってあると思います。建物の耐震補強工事につきましては、先ほど答弁もありましたが、教育委員会所轄の小学校・中学校の校舎、体育館関係、4地区公民館の建物関係、給食センター、海洋センター、中山道みたけ館、竹屋など。まず竹屋は、明治10年の建築と言われている竹屋のみが耐震診断未実施ということで、あとの建物の昭和56年以前の建物においては、すべて耐震指標のI s 値0.7以上になるように耐震補強工事を実施されているようです。先ほど重複しましたが、御嵩の伏見の建物においては、先ほど説明があったとおりであります。

また、民生部局の所轄の保育園、児童館、子育て支援センターの建物においては、上之郷保育園、中保育園、中児童館が耐震補強工事が未実施でしたけれども、上之郷保育園につきましては、大規模改修とともに耐震補強工事を今現在施工中であります。そのほかにも、町営住宅、公園施設、福祉施設等々、建物管理だけでも数多くあるわけではありますが、担当も各部・各課に分かれておりまして、大変厳しい町財政の中、施設の維持管理に努めておられると思っております。

私も、職業柄プロの目で建物や施設等を見る機会が多いのでありますが、御嵩町管理の建物、施設等、かなり老朽化が進み、見た目も悪く、御嵩庁舎もきれいにしたいなあとと思う人は私だけではないと思います。人命を第1に考えての建物の維持管理は当然であります。財政的な面もありましょうが、大規模であれ、小規模であれ、改修工事、メンテナンス工事は、費用はかかりましょうが、先手を打って修繕していけば、その施設は劣化をおくらせることもできますし、耐用年数を少しでも延ばすことになると思います。

ここで質問であります。管理施設の大規模改修、小規模修繕は、計画的に耐用年数など考えて行っているのか、また当初予算要求、年度途中の修繕要求があったときに考えるのか、今後の改修等の予定も含めて町の考えを伺います。以上です。

## 議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

## 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、高山議員の町管理の公共施設の大規模改修、小規模改修は計画的に行っているの



かという御質問にお答えをしたいと思います。

高山議員御指摘のように、本町の公共施設は、本庁舎や4地区の公民館、小・中学校及び保育園など昭和50年代に建てられたものが多く、現在ではかなり老朽化が進み、外壁も黒くくすみ、見た目も悪い状況であります。町内の公共施設の改築・新築を多く行った昭和50年代から平成7年当時の、この間の4回の国勢調査の人口で振り返ってみますと、昭和50年の1万5,604人が5年間隔で約1,100人ずつ増加していたこともあって、施設の充実が急務という当時の総合計画における整備計画から、国の学校教育、社会教育、児童福祉等の補助金を活用して次々と施設を新築・改築してきた経緯があります。こうした時代に建てられた施設が、現在、耐震工事の必要な施設、改築の必要な施設として同時に浮かび上がってきておるわけでございます。

こうした状況下で、先ほど加藤議員の後期基本計画策定に係る質問の答弁でも触れましたが、本町では総合計画に規定する3カ年ごとの実施計画において、施設ごとの耐震工事や大規模改修工事の必要性や時期、当該工事の重要度、また活用可能な補助制度、財源などを担当課から上げていただき、審査委員会において、昨今の厳しい財政下ではありますが、限られた予算枠の中で優先順位をつけ、計画的に工事が行えるよう、当初予算の作成の前段階におきまして担当課に指示を出しておるところでございます。また、実施に当たっては、できるだけ国や県の補助制度を活用し、町の一般財源の負担を軽減することを掲げておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、高山議員の答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

答弁のほう、ありがとうございました。

予算措置も伴うことですので、できるだけ計画的に予算措置も含めまして修繕のほう、よろしく願いしたいと思います。これで2問目は終わります。

最後の質問に移ります。最後の質問は、住宅リフォーム助成事業についてであります。

この住宅リフォーム助成事業は、なかなか回復の兆しが見えない日本の経済情勢の中、住宅リフォーム工事の経費の一部を助成するものであり、居住環境の向上と住宅関連の中小零細企業の活性化、振興を図るものであります。岐阜県では、42市町村のうち8市町村で既に行われている助成制度であり、美濃加茂市では23年度助成率10%、上限10万円で、2,000万円の予算措置で行われております。また、お隣の可児市でも、助成率10%、上限10万円で、可児市は大

変好評だったということで、年度途中で予算が終わってしまいましたので、追加補正予算を組みまして3,000万の予算内で、先年の豪雨災害のときも、水害家屋修繕にもこの制度が使えるようにしまして、住民の居住環境の改善、地域商工の活性化に大変役立っているように聞いております。

今までの住宅リフォーム助成制度は、御嵩町も同じだと思いますが、耐震改修や介護改修に助成をする限定的なものでありますが、私が今回取り上げました助成制度は、工事対象を限定せず行うものでありまして、住民の方が大変使いやすいものになるようにしまして、施工業者は町内業者限定にして、業者もプレゼン等しやすくするものであります。町長も以前は御嵩町商工会青年部のメンバーで、御嵩町内で建築業を営んでおり、中小零細の悲哀というものもわかってもらえると思いますし、町長になられてからも地元業者との交流も盛んですので町商工の現状も把握されていると思いますが、日本全体の景気低迷の中、また政府の年金問題、老人福祉問題等、ぐらついている政策の中で、財布の口がかたく、もがいてももがいても何ともならないのが現状であります。御嵩町内の商工業者も、いろいろポジティブに考えもめぐらせまして努力はしていますが、なかなか名案が浮かんでこないのが現状であります。

先日も、御嵩工業団地連絡協議会と御嵩商工会との産業交流会がありまして、行政のほうも商工、商工会、観光協会の方もいろいろな手を打っていただきまして、あとは中小零細企業であっても大企業並みに企業努力が必要であります。町長がいつも言うておられる、行政は車のスタート時に少しだけ後ろを押すこと、あとは自分たちで4輪がスムーズに動くように知恵を絞って努力してください。この言葉のように、当然町内業者も知恵を絞って汗を流して努力しなくてはなりません。少しだけ後ろを押す手助けを行政として力をかしてほしいのです。町財政も逼迫しておる、必要度が小さい、自主努力が足りないと言われてしまえばそれまでですが、町民が町内業者で施工するのであれば、回り回って税金として返ってくるわけでありますので、町としても予算措置が伴う施策ではありますけれども、また24年度の当初予算の審議中の3月定例会に出す質問ではないとも思いましたが、中小零細企業の活性化の起爆剤として住民の生活向上のため必要だと考えましたので、町長のお考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

高山議員の住宅リフォーム助成事業についての御質問にお答えをしたいと思います。その前に、鍵谷部長の答弁の中で、少しつけ足しておきたいと思えます。

職員にレポートを提出させましたが、非常に具体的に、ボランティアセンターの必要性とボ

ランティアコーディネーターが大変重要であるということがほとんどのレポートに書いてありましたが、ある程度場所も、B&Gがいいんじゃないかというようなことも書いておりましたので、行っただけの価値はあったなというふうに思っております。

また、改修については、今、中公民館について審議委員会をつくっていただきまして、そこでゼロベースから相談をしていただくということをやっております。お化粧直し程度で済ますのか、ホールを多少いじるのか、また総額として金額を出した上で、ホールの部分だけを隣に増築するのか、いろんな方法はあるかと思いますが、今の流れとしては今のホールを改修する程度でとどめるべきという意見があるようですけれど、こうした御意見を大切に今後進めてまいりたいというふうには思っております。

さて、リフォームの助成事業でありますけれど、私自身これまでそうした方法については視野には入っておりませんし、これからじゃあやっという答弁をする立場ではないなあと、現段階ではそのような思いを持っております。鶏が先か卵が先かというような話になってしまいますけれど、リフォームの予定があったところに、こうした助成金がついたことで申し込みをされたのか、逆にしたいなと思いつつもできないところで助成金制度ができたので、じゃあやろうというふうに思われたのかで随分違うと思います。そういう意味では、それが後者であるのならば一考の価値はあるなと思っております。当然議員のおっしゃったように財源の問題もございますので、これから実施するというお約束はできませんけれど、この方法とほかに何らかの活性化のいい方法がないのかということをしちっと探っていきたいというふうに考えております。

若手の商工会の関連の方々には、今、ワークシェアリングのような形でのそれぞれの仕事を手伝うと、アルバイトをするというような感覚でやっておられるところもあります。年度末になって土木事業者が忙しいと、そこにアルバイトに行くとか、いろんな方法を取りながら、いわゆる自分の店を、また事業を守っていこうということで一生懸命やってみえますので、当然支えていく方法として何があるのか考えていかなければならないというふうには思っております。

私自身の理想は、町内業者にはしっかりと足腰で生き延びていただきたいということがまず第一であって、そういう形で生き延びていただいて納税をしていただくことが理想であるかと思います。そして、私自身の夢は、先ほども触れていただきましたけれど、例えば伏見児童館を建築する際に、こうした方々が集合体で、いわゆる企業体のような形で、御嵩の業者が御嵩の施設をつくる、維持していくということにもっと多くかかわっていただきたい。既成の建設業者のみならず、これから育てていく、育てていくという業者を多く生み出していききたいという気持ちがありますので、これは建築・土木にかかわらず、どんな事業、商売についても考えていきたいと。ただ、私は青年部の際にもよく言ったんですけれど、地元業

者だから優先的に仕事をよこせというのでは話が通らないよと。しかも高いじゃないかと。これでは話にはならないと。安くいいものを提供して初めて競争が成立すると。その努力を本当にしているのかということ、私自身が青年部の時代に行政を頼らないという立場で私はおりましたので、そうした考え方を直していかなきゃいけないんだということは強くメンバーには言ってきたという経緯がありますので、今後、彼らがどのようなことを望んでいくのか、商工業者は何をしようとしているのかは、しっかりと見きわめてまいりたいと思います。

一つのお手伝いとしてやりましたのが、いわゆる工業団地の連絡協議会。これは、地元企業と地元業者、そして誘致した上で御嵩町で業を営んでおられる事業者との交流をすることによって、何らかの形でビジネスチャンスがあるんじゃないかという思いから、私が町長になりましたから始めたことであります。ここでも多少仕事が生まれているとはお聞きしておりますので、何とか貢献はわずかながらでもできているのかなという思いがしております。

また、今回、予算の中には太陽光発電についての助成制度を条例とともに御提案させていただいているわけですが、御嵩町商工会を通して、太陽光発電について設置業者として御嵩町の町内の業者、また若手が会社を設立するなり自分のところが受け皿になるなりして、御嵩の仕事は御嵩で賄うというようなことはできないのかということで、勉強会等々も何回か開催しております。そういう意味では、これから大変厳しい時代でありますので、1業種にこだわることなく、他業種への参入も考えた上で生き延びを図っていただけたら、お手伝いするについてはやぶさかではないというつもりでおりますので、ぜひ具体的な熱い議論を今後してまいりたいという思いをお伝えしておきたいと思います。以上であります。

[1番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

御答弁、ありがとうございました。

「よってりゃあ、みたけ」、皆さん若手がずうっとやってきまして、またそのメンバーがほとんどが今は社長、代表者になっております。そこら辺のメンバーともいろいろと私もお話ししまして、これからの御嵩町の商工、観光をどうするか、また議論していきますので、そのときは御相談のほう、よろしくをお願いします。

またもう1点、中公民館の件ですけれども、文化的事業ができるような建物にしてほしいなあという希望的観測を申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 佐谷時繁君。

## 12番（佐谷時繁君）

それでは、事前に通告をいたしておりました2件、私は一問一答方式ではありませんので、続けて質問をさせていただきます。

まず初めに、役場職員の方々の駐車場の有料化ということであります。これは、ここに並んでおられる皆様方にとっても余りありがたい話ではないなというふうなことを思いながらの質問であります。

以前、私この場で、そのことを提案したことがありました。結構そのときには全面的に否定ということではなく、そういうことであればというような感じだったというふうに認識をしております。近くのことで調べてみましても、例えば可児市なんかは駐車場については職員の方も有料化だというようなことでもありますし、金融機関等々におきましても、そのような方向だというふうなことであります。町民の方にこのことについてどうでしょうねというような質問をいたしましたけれども、10人が10人そうあるべきでしょうというような答えでありました。駐車場料金につきましては、いろんな御意見がありました。余り負担をかけてもいかに500円でもいいんじゃないでしょうかという意見もありましたし、あるいは1,000円、あるいは1,500円というような御意見もございました。

例えば、私は資料を請求いたしましたので出していただきましたが、駐車場利用職員数ということで、出先機関の職員を除くということで資料をいただきました。平成24年の2月29日現在ということではありますが、正職員が104名利用されているという、臨時職員の方が30名、合計134名の方の利用であります。例えばこれを月1,000円職員の方に御負担を願うということになりますと年間約160万円、あるいは1,500円ということにいたしますと年間約240万円ということに計算上なると思います。このことが、金額のことはともかくといたしましても、こういうふうに我々も身を切っていると。あるいは議会のほうも、私が議員になった平成11年だったと思いますが、当時議員の数は18名でした。その後15名にし、現在12名ということで、我々も、ぼちぼちという批判があるかもしれませんが、そういう対応をしまりました。それから、皆さん御案内のように費用弁償等、委員会出席のたびにいただいていたもろもろの費用弁償金もいただかないというようなことも議会としては決めております。そのようなことの中で、職員の皆さんにも、この際ぜひそういう方向でお願いをしたいと思っております。このことが、例えばこじつけになるかもしれませんが、車に乗らないということでCO<sub>2</sub>の削減と、あるいは名鉄を利用させていただくことによって多少なりとも名鉄の存続に寄与する、貢献するんではないかというふうな考えも持っております。このような思いでありますので、ぜひ御理

解を賜って、実りある方向を見出せばなというふうに思っています。

ただ、この問題について懸念といたしますか、例えばこのことについては条例対応なのか、あるいは職員の皆さんの組合があると思いますけれども、組合のほうでそれでよしというふうなことであれば、そのことでゴーができるのかというようなことの技術的な問題については、私のほうではよく精査しておりませんので、ぜひその辺のことも考慮しながら、世間でいう町長の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

1点目はあっさりとしていますけれども、役場職員の皆様方の駐車場は、ぜひ有料化で対応していただきたいという質問であります。

2点目ではありますが、公共料金などの滞納の取り扱いについてということであります。

本来この件も私は町長に質問すべき性格のものだと思いましたが、今般、竹内副町長が、長年御嵩町で大変頑張っていた、職員として頑張っていたけれども、退職をされるということでもありますので、最後の本会議場での答弁をお願いしたいと思っています。その背景には、最後ということもありますけれども、竹内副町長におかれましては、現渡邊町長と一心同体でやってこられたので、竹内副町長の答弁が町長の思いと全く同じであろうということをお話を前提に質問をさせていただきます。

毎年、歳入歳出決算書に収入未済額というのがあります。今回、主な収入項目の年度末収入未済額の推移ということで資料をつくっていただきました。当然これは私どもにも決算書等の中で明らかに示していただいておりますけれども、重立ったものを整理して議員の皆さんの手元にもあると思いますけれども、金額等々が項目ごとに出ております。特にこの中で、全部取り上げてどうだどうだというわけにいきませんので、二、三例を挙げながら質問をさせていただきます。

例えば、固定資産税1億1,658万1,000円ということになっておりまして、かなり全体の中で大きなウェートを占めています。それから、国民健康保険税が1億7,473万8,000円ということに数字が出ております。私は国民健康保険審議会の一応会長ということで、これに深くかかわっておるつもりですけれども、大変国保も厳しい状況でありまして、その中でこのような滞納金というか未収金があるということについては大変問題ではないかなあというふうな感じを持っております。もともと渡邊町長におかれましては、このことについてはかなり突っ込んだ熱い思いを持っておられたというふうに理解をしておりますし、総じて数字でもそのことがあらわれてきているというふうには思っております。しかしながら、特に私が気になりますのは、合計で3億8,000万ぐらいの金額が出ているわけですが、現年度が8,898万円です。だんだん減ってきているんですね。数字としてはそう全体的に大きな数字とは思いますが、前年度以前というのが約3億ある。この分については、企業会計でいきますと、もう損金で落とさないと対応

しませんよということになると思うんですね。これは売掛金という扱いでいいのかどうかは別の問題だと思いますけれども、売掛金ということになってきますと、資産の部に決算上のるわけですね。そういうことになりますと、3億弱のものが前年度以前にあるということはゆゆしき問題だと思っていますので、この中で生きているだろうというものと、あるいはかなり過去から古いものがあるので、処理をしなければならないものがあるんじゃないかというようなことも考えます。この数字、いただいた資料だけではなかなかそのようなことにはなっておりませんので、ぜひその辺のことも考慮に入れていただきたいと思います。

1件だけ例として問題提起したいと思いますけれども、町営住宅の家賃であります。以前この問題も私は議場で質問させていただきました。当時の町長の中で、悪質と言うとしかられませんけれども、40万以上の滞納のある方をとりあえず出していただきたいということで資料としていただきました。当時たしか7件あったと思います。それで強烈な文書というか督促状を出したところ、7件のうち4件にたしか出されたと思います。そうしますと、素早い対応をしていただきました。全額、四十数万払っていただいた方もあったように聞いておりますけれども、分割にさせていただきたいというようなことで対応された方もありました。

皆さんテレビでも見られたかもしれませんが、今、全国的に滞納について、公正・平等の精神に反するんじゃないかということで、未納・未払いについては毅然とした対応をしようというような動きがあります。この間たまたま私はテレビを見ておりましたら、強制執行しますということで、車に輪っばをかけているようなところも映っておりましたけれども、そういう対応をすると、その当事者が急いで金を用意してきたというような現場もテレビでは取り上げておりました。それから国のほうでも、たしかみんなの党だったと思いますけれども、このことについてかなり突っ込んだ提案が出ておりました。このことをやればたちまち、消費税に一遍に飛びつかなくても対応できるんじゃないかというようなことを言っておりました。多分、執行部の皆さんも御理解を賜っていると思いますけれども、全国的に滞納については毅然とした対応をしようよと。渡邊町長がいつもおっしゃっていますように、払わない人と払えない人の区別は私のはっきりすべきだと思っています。払えないという人が結構にいると思います。そのような方については何らかの対応が必要だと思いますけれども、明らかに払わないんだという人については毅然とした態度をとっていただいて、公平・公正に皆さんの理解を得られるような方向性を見出すべきではないかというふうに思っております。

2件になりますのでちょっとぼやけるかもしれませんが、役場職員の駐車場については、有料化については渡邊町長の御答弁をお願いし、公共料金などの滞納金の取り扱いについては竹内副町長の答弁をお願いいたします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

佐谷議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

以前もこういう質問を受けた気がしております。いろんな調査をしたわけでありませうけれど、実際有料化はなされていないという現状がございます。これについて近隣を調べさせていただきました。意外と言っては失礼かもしれませんが、かなり有料にしているところが多いというのがわかってまいりました。そういう意味では、御嵩町がそうした方向性にシフトするということは何ら間違いないということだと思いますので、基本的には有料化すると、これを前提に、職員会のほうに議論を促したいと思います。これは金額についても、実施時期についても、職員会のほうで決めていただくような形にしていきたいと。いつこれが議会の皆さんに報告できるかは、職員会の判断次第という形にしておきたいと思います。有料化をあくまでも前提とした形での議論をさせたいというふうに思います。

多分、佐谷議員の今回の御質問については、先ほどおっしゃったように、財政上の理由というよりは、志の部分ではないのかなというふうに思います。そういう意味では御嵩町は、環境モデル都市に手を挙げたものの採択はされませんでしたけれど、どこへ行ったのかわからないような事業になっておりますけれど、幹事都市ということにはなっておりますので、原発事故があったとしても、何があったとしても、基本的にCO<sub>2</sub>削減というのは地球温暖化の原因の一つとされておりますので、取り組んでいかなければいけない施策であるという思いには全く狂いはないと思っておりますので、こうした意味でも実施していきたいと。また、公共交通を利用するという、手段を変更するということにもつながってくるのではないのかなと思います。三輪参事にしても、私の秘書にしても、通勤の手段を変えて公共交通で今通っておりますので、そういう形ができていくことが最も望ましいことだというふうには思っておりますので、職員会のほうでも、そうしたことも含めて議論をしてもらえよう形を促していきたいと思っております。

以前の質問でも答えたかと思っておりますけれど、通勤の手段を変えるといってもなかなか難しい部分が実はございまして、公務災害ということになりますと、事故発生の場合、例えば自転車に変えた場合、これだとどうなるかということになってきますと、一応公務災害の規定の中では、最も安全で早い手段で通勤しなさいということが述べられております。この内容については、私は知事にも矛盾しているということを申し上げたことがございます。これからそういう意味では、車社会からでき得る限り自転車等々に切りかえていく、公共交通に切りかえていくという時代になっているにもかかわらず、こうした公務災害の規定があるということは、少しばかり矛盾していると考えているということは知事に直接お話をしたことがございますけれど、



それ以降何ら対応・対策もしておりませんので、今後、職員会の協議の進捗にあわせて、こういう部分についても疑義のある部分は指摘をし、変えていける、または解釈によって変えるのであれば、可能であるならば、その可能な方向を見据えていきたいというふうに考えておりますので、報告をお待ちいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

**議長（谷口鈴男君）**

副町長 竹内正康君。

**副町長（竹内正康君）**

それでは、佐谷議員の質問にお答えをいたします。

私からは、公共料金などの滞納の取り扱いについてということで、現状と今後の対応についてお答えをさせていただきます。

まずは、要求がありました資料につきまして、議員からも若干の説明がございましたが、本配付しました資料その2の20ページをお開きいただきたいと思っております。若干の説明をさせていただきます。

この資料につきましては、過去5年間の年度末収入未済額の推移を示しております。いわゆる滞納額であります。平成19年度から一部不納欠損処理をしてきたこともありまして、総額では若干減少傾向にありますが、ここ2年間は横ばいの状況であります。平成22年度末の主な項目の収入未済額を個別に見てみますと、町民税は6,348万9,000円、固定資産税は1億1,658万1,000円、国民健康保険税1億7,473万8,000円、保育料363万6,000円、住宅使用料313万円、水道使用料1,381万7,000円など、総額では3億8,063万1,000円と依然大きな金額で推移しております。

また、ここには載せてございませんが、平成22年度決算における滞納繰り越し分を含めた町税等の収納率であります。町民税個人分につきましては92.1%、固定資産税が91%、国民健康保険税は71.5%、水道使用料については98.1%などとなっております。収納率につきましては、毎年度の決算書の資料に詳しく載せてありますので、また後ほど御確認をいただければと思います。

先ほど議員が個別の税の中で御指摘されました国民健康保険税であります。国保財政は大変厳しい中で、このような1億7,000万円を超える滞納があるということは大変ゆゆしきことでありまして、国保につきましては、国保専門の徴収員を現在設けて徴収に当たっております。悪質な滞納者につきましては、保険証を資格証明書というものに発行をかえまして、国保税を納めていただくような方策をいろいろととっておるところでございます。

また、住宅使用料につきましても、過去においては、悪質な滞納者につきましては、住宅に

入るには保証人が要りますので、その保証人を呼び出したり、保証人に請求をしたり、また40万円を超えるような悪質な滞納者につきましては退去命令を出したこともございます。そういったことで全額納まった例もございますので、今後は法にのっとりしっかりとした対応をしていきたいというふうに思います。

そこで、こうした税につきましても、多くの住民の方は各種料金等を期限内にきちんと納入していただいていますことからすると、議員おっしゃるとおり、これらは滞納することは公平・公正の面から、また町の財政面からも大変大きな問題であります。こうした状況は全国の多くの自治体でも同様であり、滞納者対策は共通の課題となっているところであります。

こうした状況を踏まえ、御嵩町の滞納者対策の最近の動向を申し上げますと、以前は訪問徴収とか分納相談など滞納者の家を回っての、いわゆる臨戸徴収が基本でした。しかし、納税義務は憲法を初めとする法令で定められていることから、近年では期限内自主納付が基本であるという本来の納税理念に立ち返り、納税相談は行いつつも、差し押さえ等の法的手段に訴える処分方針が全国的な流れとなってきました。県内でも、岐阜県を筆頭に多くの自治体が法的な滞納処分を行う方針へと転換しつつあり、御嵩町でもここ数年は預貯金の差し押さえに力を入れており、今後も積極的に進めていく考えであります。

また、県との連携の一環として、昨年7月から12月までの6カ月間、税務課収納係の職員1名を中濃県税事務所へ派遣しました。この派遣については、地方税法の特例を活用して行われる制度でありまして、町民税の滞納を県へ一たん移管しまして、町の職員と県の職員が一緒になって町・県民税の徴収業務を行うものであります。これにより滞納処分の具体的な技術やノウハウを習得させることができ、今後の町全体の徴収体制の強化を目指すものであります。昨年の派遣では、滞納額で約2,400万円を県の方へ移管しまして、そのうち1,500万円を収納するという実績が上がりました。また、住居不明者の搜索などの手法やさまざまな徴収のノウハウを経験して帰ってまいりました。御嵩町からの派遣は昨年初めてでありましたが、県内では既に多くの市町が派遣しており成果を上げています。御嵩町といたしましても、24年度も引き続き職員の派遣を行い、さらなる徴収体制の強化を目指したいと考えています。

次に、滞納者対策として庁舎内での各課の連携が重要であります。滞納者は複数の項目において滞納があることも多く、役場全体で共通の認識を持ち、関係部署が連携をとり対策に当たることが必要です。こうした方策の一つとして、税務課収納係が中心となり、収納担当係長調整会議を開催し、担当者レベルでの情報共有、課題の検討などを行っています。平成23年度には4回開催しました。こうした情報共有から窓口を一本化して、複数の項目をあわせての納税相談を実施し、また複数項目をあわせての差し押さえ処分を行うなど、効率のよい収納を進めています。今後も連携をさらに強化し、町全体の滞納の解消に努めてまいりたいと思っております。

ます。

このほか、コンビニエンスストアでの収入体制の整備も進めております。納入者の利便性の向上、滞納対策の一環として、平成22年度から全国の主要なコンビニエンスストアでの納入の取り扱いを開始しました。特に固定資産税につきましては町外者の納税者もあるため、特に有効だというふうに考えております。そして、22年度には軽自動車税を、23年度は町税の主要税目である町民税と固定資産税の納入を可能といたしました。さらに来年度、24年度からは国民健康保険税、そして住宅使用料においてもコンビニ収納を開始いたします。これにより、休日や夜間にしか支払いができない方々を中心に、利便性の向上が図られることと思います。

最後になりますが、今後の未納者対策であります。先ほど議員も言われましたとおり、税、使用料等、基本的にその納付が法令で定められており、大多数の方は期限内に納めていただいていることから見ると、面談による納税相談とあわせて、滞納者の置かれた状況もしっかりと把握し、悪質な滞納者には公平性の面からも毅然とした態度で臨むべきであると考え、さきに述べましたように差し押さえ処分等、今後も積極的に取り組んでまいります。

なお、生活困窮者や個別の困難な事情を抱える方など、真に支払いができない滞納者には、しっかりと調査した上で、執行猶予や執行停止など法的な方策で対応していきたいと考えています。

以上で答弁といたします。

[12番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

町長の答弁をいただきました。これは最終的には職員会等で決定をしていただいていることとありますので、当然の流れだと思っております。ぜひ職員の皆さん方はこのことを御理解いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、竹内副町長の私の2番目の質問に対する答弁であります。大変丁寧な答弁をしていただきました。その中で、一、二件ちょっと確認と思いを述べさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険ですが、収納率が70%少々ということでありまして、大変これは経営上ゆゆしき問題かなというふうに思います。これは背景があるなと思いますのは、企業に勤めておられた方が退職されて国保に移行されるということがありまして、そのような傾向になっている、あるいは大変景気がよろしくないということも背景にあると思います。そのところで、国民健康保険の資格停止ということになりますと、極端なことを申し上げますと命にかかわる

ということだと思いますので、その辺はきめ細かな配慮をぜひしていただきたいと思います。くどいようですが、払えない人と払わない人というのを的確に把握して対応をしていただければなというふうなことであります。

それから、収納率の全体の中で、副町長の答弁の中にもありましたように、コンビニを利用されるということで、これは非常に身近なところにコンビニのお店がありますので、足のない方、あるいはお年寄りの方なんかが大変ありがたいというようなことでありますので、このことがまた収納率のアップにつながればというふうに思っております。今いただいた中の資料が出ていませんでしたけれども、口頭で述べられました町民税が92.何がし等々の収納率でありますけれども、多分、全国的な平均値に近いのかなというふうには思っています。これらのことについても公平・公正の観点から適切な対応をぜひお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（谷口鈴男君）

これで佐谷時繁君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 伊崎公介君でございますが、時間的に途中になるかと思いますが、それでもよろしければこのまま続行をいたしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と8番議員の声あり〕

それでは、8番 伊崎公介君、一問一答方式でお願いをいたします。

#### 8番（伊崎公介君）

それでは、今回、一般質問の許可をいただきましたので、まず、以前行われました、平成22年度に行われた緑の分権改革事業で、ちょっと私少し、間違いとも言えないんですが、23年2月に御嵩町太陽光発電システム発電マップというものが公表されたということを書いておきましたが、ここのところは御嵩町クリーンエネルギービジョンの中に発電マップが記載されており、それが別の形で作成されたということですが、そのところをちょっと間違えておりましたので、そのところ、間違えとも言えないかもしれませんが、訂正しておいていただきたいと思っております。

それで、まず緑の分権改革のその後の対応についてということなんですが、御嵩町もかなり早くから自然エネルギーに手をつけてこられておって、平成15年にはきり館に太陽光発電10キロワットが設置され、平成17年にはあゆみ館のほうにソーラーシステムが導入され給湯とか暖房に使われておると。そんな中で平成21年度、これは低酸素都市推進協議会の幹事都市になったということを受けてだと思っておりますが、御嵩町低炭素地域づくり協議会が発足されて、低炭素化に向けた事業、例えば自家用車から公共交通への転換構想とか、そういうことがたち上げられていると思っております。平成22年には、さんさん広場に10キロワットのソーラーパネルとL E

D照明が設置されて、その後、わいわい館に3キロワット、それからあゆみ館の1.3キロワットのソーラーパネルが設置されております。これと歩調を合わせるように、平成23年2月に御嵩町クリーンエネルギービジョンが策定されて現在に至っておりますが、読ませていただきましたけれどもかなり有効なもので、将来に生かすために非常にいい指針になるものではないかなと思ったわけです。来年度予算には住宅用太陽光発電システムの補助金として500万円が計上されており、これは二酸化炭素削減目的以外に、災害時に自助のみならずほかの被災者の支援にも使われるということで、確かに有効な手段であると思いますが、こういうものこそ国や県、あるいは民間の補助や基金と結びつけて、もう少し、この金額ならつけてもいいなあというようなインセンティブ効果のある補助額にさせていただきたかったとは思いますが、こういったことがこれから推進されていくことはいいことだと思っております。

こうした一連の中で、平成22年度、緑の分権改革による補助を受けて、御嵩町クリーンエネルギービジョンを策定し、その中で御嵩町太陽光発電システム発電マップが公表されました。ただ、緑の分権改革の本旨というのは、自然エネルギーの残存調査に終わることなく、クリーンな資源活用で地方の産業を振興するということにあると思います。例えば地産地消を進めていって、農作物の輸送にかかるエネルギーを減らしていくということも緑の分権改革の一環かと思いますが、ですからこの発電マップができたということは、非常にいいものですし、これを活用していただきたいと思いますが、こうしたことで新たな産業を発掘して、意味のある分権改革にしていきたいと願うものです。

緑の分権改革、総額で1,200万円ぐらいだったと思いますがけれども、巨費を投じた事業ですね、今後ぜひとも生かしていただきたいと願うものです。発電マップを作成して発電量予測が確認できたから、クリーンなエネルギーを利用して地域振興に役立てていただきたいと思うものです。

御嵩町で行われている施策の中にも、緑の分権につながるような施策もいろいろあったかと思えます。例えば、さんさん広場が建設されて、宿の市なんかも開かれております。歩ける範囲で町の中心部に人を集め、周辺の商店街でお金を使っていただく。それから、公共の交通機関、今のところ名鉄しかないわけですが、そういったものの利用につなげていく、こういったことも緑の分権改革の本旨にあると思うんですね。ですから、今まで行われてきた施策をもう一度見直して、うまく活用していく、運営していく、そうしたことで緑の分権改革に近づけていただきたいと思うわけです。

今回上程されました住宅用太陽光発電の補助制度ですね。防災の位置づけもあり、評価できるものではあります。ですから、それだけに次の一歩、第2のエネルギー革命による産業革命とも言える時代の到来をにらみ、これから振興するであろう産業というものを見きわめて地域

の振興につなげていただきたい、御嵩町の将来に備えていただきたいと願うものです。そういった意味での質問ですので、よろしくお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、伊崎議員の緑の分権改革のその後についてお答えしたいと思います。

御嵩町は、環境基本計画にもありますように、豊かな自然環境を有する里山の町として、過去の産廃問題を契機に希少野生生物保護など、さまざまな環境政策に取り組んでまいりました。地球温暖化防止の取り組みとして、太陽光発電などクリーンエネルギーの活用もあわせ、環境に配慮したまちづくりを核として、低炭素型社会を形成する取り組みを推進しております。その推進に当たり、平成22年度に緑の分権改革事業を活用し、御嵩町クリーンエネルギービジョンの策定と岐阜大学と連携して御嵩町太陽光発電量予測マップの策定を行いました。ビジョンでは、向こう10年間を想定し、クリーンエネルギーを前期5年間について、町民、事業者への意識啓発を中心に普及促進に向けた土台づくりの期間としての位置づけをし、後半の5年間については、実際の導入の輪を広げていくための期間と位置づけております。

このビジョンで行ったクリーンエネルギーの町民1,000名への意識調査では、地球温暖化防止のためのクリーンエネルギーに「非常に興味がある」、または「興味がある」と答えた方は約70%を占め、地球環境への関心の高さに改めて驚かされました。利用を検討している方に対しての「クリーンエネルギーを利用しますか」という問いでは、「現在より安くなったら利用したい」が60%であり、また「利用したいと思わない」と回答した方の理由では、「初期投資費用がかかるから」と答えた方が約57%ありました。また、御嵩町が利用していくことがふさわしいエネルギーとしては、回答者312名中約80%の方が「太陽光を利用したエネルギー」という結果でありました。こうした町民の環境への積極的な意識を背景に、今回、平成24年度当初予算で太陽光発電システム設置への補助金制度を新たに設けたものであります。ビジョン前期の普及促進に向けての起爆剤として実施するものであります。

また、太陽光発電利用可能量調査は、クリーンエネルギー利用の中で特に関心が高い太陽光発電施設を、中山間部で起伏の多い本町で設置した場合にどれだけ効果があるのか詳細な基礎資料を得るため実施したものであります。このデータは現在、町ホームページにおいて、自宅の位置と設置する太陽光発電のモジュール出力を入力するだけで、毎月の発電量と売電量がわかるシステムとなっておりますので、今回の補助金制度を活用される場合の参考として利用が期待されます。

今後は、今年の東日本大震災以降、原子力発電が見直され、日本全体が太陽光や水力、地熱、

風力などの再生可能エネルギー利用の方向に急激にシフトしていますので、御嵩町クリーンエネルギービジョンのアクションプランである御嵩型クリーンエネルギー導入サポートプランに沿って具体的な施策を展開していきたいと考えております。

以上で、伊崎議員の御質問の回答といたします。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（谷口鈴男君）**

8 番 伊崎公介君。

**8 番（伊崎公介君）**

ありがとうございます。

本当にこれからこういうことが大きく変わってくると思います。それで国の施策なんかも、こうしたところに大きくシフトされていくと思います。

もう一つ、産業振興の意味でこういうものをどうつなげていくかということをお話しいただければと思いますが、総務部長どうですか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

急に振られましたので、余り具体的なことを想定しておりませんでしたけれども、当然国のほうは、今後、原子力発電から再生可能エネルギーのほうにシフトしていきますので、そういった関連の企業誘致は、この後に企業誘致奨励金の話も出てまいりますけれども、そこではその回答はしますけれども、方向的にはそういう先進技術を有する企業を誘致するための何らかの施策を早急に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（谷口鈴男君）**

8 番 伊崎公介君。

**8 番（伊崎公介君）**

ありがとうございます。

総務省のほうで、緑の分権改革調査事業委託先公募一覧というのが載っておりますが、こういったことでも、いろんな地域に合った産業に対する委託予定額も載っています。再生可能エネルギー、あるいは農林水産業・食品、これはバイオマスは除くということですから、バイオマスは再生可能エネルギーのほうに入っていると思いますが、それから文化・観光・地域間交流というようなところにも、この緑の分権改革の委託先候補には載っておりますので、ぜひそういうものをしっかり活用して、御嵩町の発展につなげていっていただきたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

それからもう一つ、御嵩町クリーンエネルギービジョンなんですが、改めて私も読み直してみました。かなり御嵩町の特質に合った形で作成されております。そういう意味で、今までこういう計画とかそういうものは委託に丸投げじゃないかというようなことを言われていますが、これは多分、岐阜大学の小林教授ですか、この御嵩町にかかわりのある人に手伝っていただいたおかげで、こういう立派なものできたと思います。ですから、今後こういうものを作成するときにも、できるだけ御嵩町のわかっている人、一番わかっている人は行政マンだと思いますので、そういう人がかかわっていただきたいと思うわけです。

先ほど高山議員から総務建設産業常任委員会で西宮市に視察に行ったというお話がありましたけれども、あそこでできている被災者支援システムですね。それこそ行政マンであった吉田さんという人が、行政がわかっているからこそできた被災者システムだというようなことを伺いました。ですから、こういう計画に対して、できるだけ行政マンがかかわって作成していただきたいなと思うところで、こちらのほうは閉じさせていただきます。

続きまして、2番目の減額された企業誘致奨励金についてちょっとお伺いしたいと思います。

以前、御嵩町では2億円以上の企業誘致奨励金が支払われておりました。当時、町内各地で、あの企業誘致奨励金がなきゃなあ、御嵩町はバラ色になるぞというような形でささやかれておりましたが、昨年度、1億円程度まで減額され、今回、第5回補正予算で企業誘致奨励金が4,170万円減額された。予算ベースでは6,400万円の減額で、いよいよ4,000万円を切ったという企業奨励金でありまして、それこそ以前ささやかれていた例からするとバラ色間近というように感じさせられるわけですが、今回、4,170万円減額されて、その使い道として、土地開発基金が持つておる土地を買い戻すための6,900万円の中にあてがわれたんじゃないかなど。これは決してバラ色の施策ではないかと思いますが、もしもこういう余剰金が出たというときには、ぜひとも将来の税収アップにつながるような施策を講じてほしいと思うものです。

企業誘致奨励金というのは、将来の固定資産税や法人税の増額につなげるために支払われてきたと思います。そうであれば、減額された金額は何に使ってもいいというものではなくて、将来の税収増につなげていくような施策に投じるべきではないかと。一時期よりも2億円近く減額となった企業誘致奨励金ではありますが、一般財源の中で、いっぱいぐっと入ってきている中で、その分をこうした方面に使っていかうという方針は立てにくいと、何が起こるかかわらんというような事態のときに難しいかもしれませんが、できたら将来の税収アップにつながるような展開を、総合計画なんかも踏まえつつ、将来の展望が開ける施策を講じていただきたいと思うわけです。よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）



総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、伊崎議員の減額された企業誘致奨励金をどう活用するのかという御質問にお答えしたいと思います。

まず、企業誘致奨励金の趣旨と現状について少し御説明させていただきます。

企業誘致奨励金は、町の産業振興と町民の雇用機会の増加を図るという視点から、町内に工場を新設・増設などを一定規模で行い、かつ新規に従業員を一定数以上雇用した場合に優遇措置として、3年間については投下した土地・建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を奨励金として企業に交付することで、町内への企業誘致や町内にある企業のさらなる投資を促進することを目的として創設されたものでございます。奨励金の交付総額は、グリーンテクノ工業団地への立地が増加した平成19年度から20年度がピークで2億円を超えておりましたが、21年度から減少し、23年度は予算ベースで当初1億330万円ほどを見込んでおりましたが、この3月補正で4,170万円減額し、最終的には6,100万円程度と見込んでおります。この要因は、景気の低迷が長引く中で、企業が当初想定した以上に投資を控えられたのが大きな要因でありました。

そこで、議員御指摘の6,390万円についてであります。これは、平成23年度当初予算に計上された企業誘致奨励金1億270万円と24年度当初予算に計上してあります企業誘致奨励金3,880万円との差額、すなわち減額分でございます。企業誘致奨励金は、先ほども述べましたように、固定資産税として一たん納税されたものを、納税した企業に奨励金として、その相当額をいわばお返しするものでございます。したがって、当初予算ベースで前年度からの減額分6,390万円につきましては、納税される見込みの固定資産税と、それに連動する見込み上の奨励金が減額となったものであり、格段余剰財源が生ずるものではございませんので、この点について御理解いただきたいと思います。

固定資産税は、議員御承知のように一般財源でありますので、相当額をお返しするということは、その分、町がさまざまな施策に充てる財源が少なくなるということと、地方交付税の算定において地方交付税が、大ざっぱに言えば基準財政需要額と基準財政収入額との差額として交付されるものであり、一たん入った固定資産税で基準財政収入額の算出が増額要因となり、結果として地方交付税が減少するという側面もあります。こうした状況を踏まえれば、減額された奨励金分をそのまま企業誘致のための特定財源として確保し、新たな企業誘致に充てることは、現在の町の予算編成が、財源の確保のため財政基金からの繰り入れや町債の借り入れを行っている現状にあり、現状では厳しいのではないかと判断をしております。

しかしながら伊崎議員の御質問が、現在の企業からの税収がグリーンテクノへ進出した企業

による部分が大きく、グリーンテクノへの誘致がほぼ終了した現在、何か次なる税収確保の施策が必要ではないかという趣旨であるのであれば、同様の危機感を感じておりますので、行政として最優先で考えていきたいと思ひますし、また具体的な提案をいただければ前向きに検討したいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、伊崎議員への御答弁とさせていただきます。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（谷口鈴男君）**

8 番 伊崎公介君。

**8 番（伊崎公介君）**

ありがとうございました。

残念ながら、結局、今まで交付税算入の中に入っていてということで、決してこれが減額されたから一般財源の収入がふえていくものでもないんだよというようなお話だったと思ひます。ただし、総務部長も最後に言われていましたけれども、今まで入ってきた企業でそのまま継続していくというのは、将来だんだんだんだん先細りになっていく可能性もありますし、雇用がなければ地域は発展しないと思ひますから、そういう意味でも少しでも立地する企業をふやしていただくような施策を講じていただきたいというのと、最初に質問しましたところで緑の分権改革を話させていただいたんですが、エネルギー革命はすぐそこまで迫ってきています。エネルギーがかわれば、当然産業構造も大きく変わることですので、そういう意味で御嵩の将来をつくり上げていくという転換期であると思ひますから、そういう意味での施策をしっかり行っていただきたいと。それとともに、総務部長も最後に言われていましたけれども、これからみんなで話し合っ、本当にどういふものかという選択をしていかなければならないと思ひます。そういう意味で、これからもよろしくお願ひしますということで、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は午後 1 時といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1 時01分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、本日最後の一般質問ということで、気合いを入れて頑張ったいと思います。

通告してあります大きく2点につきまして質問をさせていただきます。

1つ目でございます。わいわい館の運営についてでございます。

わいわい館は、平成22年5月にオープンいたしました。北側の茶房館では、お茶やコーヒー、お菓子などの喫茶コーナーと特産品売り場になっており、南側はギャラリーで、展示や講習会、あるいは会議や学習の場として利用されています。1日に50人ほどが来館されているというふうに伺っております。

さて、わいわい館にかかる運営費について、そして利用者については、本日の資料を出していただいておりますのでごらんください。

これは平成22年度ですけれども、合計397万8,647円という歳出になっておりますけれども、この日々雇用の分、人件費は23年度までは緊急雇用対策分が出ておりましたけれども、24年度からは町の持ち出しということになっております。ここのわいわい館は、行政の今のところは直営となっておりますけれども、やはり直営ですと、非常に頑張ったいと思っておりますが、制約も多くあるのではないかと考えられますし、できるだけ早い時期に民営化して、活性化につながる自由な発想での独自の活動をしていただけるように移行していくのが望ましいのではないかと考えております。

私もわいわい館については当初より関心を持っておりますので、当時、まちづくり担当参事であり建設に携わってこられた堀参事にも御提案など申し上げてきました。オープン直後の平成22年第2回定例会一般質問で、運営形態について私は取り上げまして、堀参事にお聞きしております。そのときの参事の御答弁で、運営形態については、指定管理者制度への移行を含めて包括的に考えていく必要があると思っておりますとお答えをいただいております。間もなくオープン以来2年がたとうとしておりますけれども、これまで民間活用についてはどのように議論をされ、そして検討を重ねてこられたのか、今後またどのように考えていかれるのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

次に、2つ目ですけれども、まちづくりの情報発信の場としてのわいわい館のあり方についての質問をいたします。

御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例には、次のようにあります。第1条に、御嵩町を来訪する者に良好なくつろぎの場を提供するとともに、観光情報、地域情報及び歴史文化情報の発信による地域交流の推進を図り、もって特産品を活用した地域の振興及び歴史文化に

寄与するため、御嶽宿わいわい館を設置する。このように書かれておりますけれども、わいわい館は、観光情報だけでなく、地域情報、歴史文化情報の発信の場であると説明を受けております。わいわい館にはいろいろなチラシが置かれておりますけれども、単にチラシを並べるだけでなく、町内のもろもろの活動やイベント情報など、情報を一元化してまちづくり情報コーナーなどを設置して発信していく場であるのではないかと考えます。御嶽宿を訪れる多くの方がわいわい館を訪れると思いますけれども、わいわい館に行けば町内のまちづくり情報がわかる、来訪者にとってとてもありがたいのではないのでしょうか。そのためにも、まちづくりはどこの課にもかかわることですから、課をまたいで取り組みが必要となってきます。そういう情報発信の場としてのあり方についての見解をお伺いいたします。

3つ目ですけれども、わいわい館ですが、当初から問題にもなっておりましたけれども、南側の建物には残念ながら階段を利用してしか行くことができずに、非常に使いづらいということが指摘されています。多くの方が、このわいわい館に期待をし、また多くの利用者があることからこそ出てくる、最近でもそういう声が上がってくるわけですが、後でエレベーターをつけたりスロープをつけたりするということは非常に費用がかさむことではありますけれども、そういった声も大きいことからお尋ねをいたします。

今後、この問題について何か対応を考えておられるのか、お聞かせをいただけたらありがたいと思います。

以上3点、わいわい館についての運営についてお尋ねをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、岡本議員の御嶽宿わいわい館の運営管理に関する御質問にお答えいたします。

わいわい館は、御質問にもありましたように、御嶽宿地域再生構想を実現するための拠点施設といたしまして、一昨年の平成22年5月にオープンいたしました。開館以来、おもてなしと気軽に立ち寄れる交流施設をコンセプトに運営を行ってまいりました。平成22年度の入館者数は1万7,000人を超え、会議室の利用も89回と、幅広い年代層から御利用いただいております。また、平成23年度においても、毎週火曜日をみたけ華ずしの日として、1日20食限定で華ずしと舂五山茶セットの提供と華ずし体験講習会など、初年度にはなかった目新しいイベントを一年を通じて開催し、拠点施設の名に恥じないよう、積極的な運営と情報発信に努めているところでございます。

わいわい館の運営形態についての考え方は、平成22年第2回定例会において堀まちづくり担当参事が答弁をした、その時点のスタンスと現在も何ら変わっておりません。当時の答弁で、

運営形態は指定管理者制度への移行を含めて包括的に考えたいと。また、指定管理者制度にすることのメリットとして、サービスの向上、経費の削減という点を掲げております。こうしたメリットを可能にできる、言い換えればわいわい館の管理運営をサービスの向上、経費の節減という点で行政として安心して任せることのできる団体が手を挙げていただければ、今すぐにも指定管理をお願いしたいと現在でも考えております。

わいわい館の維持管理にかかる経費と入館者数については、年度を通したものが平成22年度しかありませんので、少し古いですが資料として提出させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

平成23年度については、この2月末までの年度途中の数値ですが、入館者が延べ1万6,023人で、1日平均で申しますと281人、資料にある22年度に比べ20人の増加という状況でございます。また、同じく2月末時点で講座回数が46回、イベントも16回開催と、昨年度より活況を呈している状況であります。しかしながら、わいわい館で行っているイベント等の企画立案もまちづくり課の職員やまちづくり推進員が行っている状況であり、こうした企画立案などの業務を含めた管理運営を包括して代行させるという趣旨である指定管理者制度で行うことは、現在の1年10カ月を経過した時点では、まちづくりの施設運営等に実績のある団体が町内で育っていないという現状から、当初の想定である3年間程度の期間での管理運営の主体を町から民間に移行が可能なのか、現在ではまだ判断が難しいと思っております。したがって、先ほども申し上げましたように、年々入館者や講座等の受講者数も増加し、知名度も出てきた状況であり、引き続き町として御嵩町及び御嶽宿を積極的にPRしていただける団体や指導者の育成を図り、指定管理者制度への移行も想定に、できるだけ自立できる体制を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、わいわい館をまちづくりの情報発信の場としての活用のあり方についてお答えをいたします。

現在、わいわい館を御嵩町観光協会の案内所としての位置づけで情報発信をしていこうと考えております。情報発信の手段としては、わいわい館通信を月に1回発行し、各自治会に町内回覧という形で館が行っている展示やイベントの情報を提供しております。また、町外の方への情報発信手段として、インターネット等の積極的な活用を図っていききたいと思っております。現在、「御嶽宿・伏見宿探訪」というヤフーブログを立ち上げ、最近では御嵩駅前の「ジャンボハリボテ雑」の写真や「第2回御嶽宿のひなまつり」などを発信しておりますので、今後、わいわい館に見やすい情報端末を置いて、御嵩町や観光協会のホームページの提供や、御嶽宿・伏見宿探訪のブログなどを活用して、御嶽宿や伏見宿で行われているイベントを初め町内で行われるみだりの森まつりなどを網羅して情報提供できるようにしていきたいと考えており

ます。

それから、3つ目の御質問である交流棟2階ギャラリーへの昇降機の設置に関する御質問にお答えしたいと思います。

2階のギャラリースペースでは、平成23年度2月末時点で、版画や写真など多彩な催しや展示を17回開催し、平成22年度1年間の11回を大きく上回り、内容も、地元で芸術文化に熱心に携わる、いわば趣味の域を超えた方々の作品展示の場として年々来館者も増加しておる状況でございます。しかしながら、わいわい館は古民家の敷地を利用して建てた施設であり、土地の形状から交流棟2階ギャラリーは特にスペースの余裕がありません。平成22年の堀参事の答弁でも、階段を利用できない来館者の皆様には、スタッフが移動介護で対応するなど、ソフト面での対応を講じたいとお答えしております。この答弁に沿って、今後は階段利用時に御不便を感じる来館者の方には、職員がお手伝いしますので気軽に声をかけてくださいという旨を表記したプレートの掲示や、職員にも申し出のあった場合の対応を徹底させ、来館者に人と人との心のこもったおもてなしが伝わるように努めていきたいと考えております。

以上で、岡本議員の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、ただいまの件につきまして二、三再質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、1年10カ月を経過した時点では民営化に移行していくことは今のところなかなか困難だという御答弁でしたけれども、一応めどとしては3年を考えていかれるのか。それから、知名度を上げ、できるだけ自主的な活動をしていただける団体の育成を目指していきたいということですが、民営化のためのNPOというのは、自主的な立ち上がりを待っているだけでは非常に難しい。町の方が積極的にそういう人材を育成していく、そしてそういう場をつくっていく、関心のある人にどんどん参加してもらう、ぜひ行政としてそういう意味でも情報発信を、民営化を図っていきたいんだという意味での情報発信もしていただきたいと思っております。

先ほど御答弁の中で言われたように、現在、まちづくり課の職員や推進員がいろいろなイベントやら行事を考えておられるということなのですが、そういった運営に関しても、もうちょっといろんな方の御意見が取り入れられるような仕組みをつくっていくとか、一層民営化を促していけるような何か取り組みをぜひ積極的にしていただけたらと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

その点についてお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

今の岡本議員の御趣旨は非常に賛同できる場所でありまして、そのとおりに進めていきたいと思っております。

3年という期間で、町主導から民営主導にということで、堀参事のときにも説明しましたが、今でも同じ思いであります。いつまでたっても、延ばせば延ばすほどよくなるというものではありませんので、今、1年10カ月の時点では判断が難しいということを申し上げただけで、3年で何とかしていきたいと思っております。

またその中で、今は先ほど申しましたように育っていない状況ですけれども、町が今の時点で、臨時職員で宿の市利用推進員なども普通の町民の方をお願いしておると。そういった人が、今、積極的に動いていらっしゃるやいまして、イベント等もその人をお願いすると企画もやっていただけるような現状もあります。したがって、そういった方を今後民営の場合の核ということも考えられるのではないかとということでもあります。

それから、指定管理者制度というのは、全く民営、すべて町がお金を出さないかという、そうでもないと思います。なぜかといいますと、先ほども言いましたように、入館者はふえておりますけれども、自立という、県からの緊急雇用の補助制度も、おっしゃったように24年度はありません。そういうような中で、なかなか本当にひとり立ち、収支のバランスがとれるということは、3年といえども難しいかもしれません。その中で何とか経営が効率的に行えるように、そういう視点で自立を促していくというスタンスで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

それから、先ほどの御答弁の中で、わいわい館に情報端末を置くということだったんですが、その情報端末というのはどこに、前の茶房館のほうでだれでも見られるのかということが1点と、それから最初の質問の答弁の中でもうちょっとお聞きしたいことが、答弁漏れじゃないかなと思うんですが、地域情報及び歴史文化情報の発信といいますか、そういった情報提供をしようと思っておりますと、生涯学習課との連携だとか、それから農林課との連携だとか、そういったこともぜひやっていただきたいと思うんですが、そういう横のつながりといいますか、課

をまたいだまちづくり課の取り組み、そういったことについての御見解をお伺いします。今、2つ済みません。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

漏れがありまして、申しわけございませんでした。

確におっしゃるように、全庁的なイベント等を情報端末から発信しようと思うと、先ほどもみたけの森まつりという話をいたしましたけれども、教育委員会でのイベントとか、そういったものをすべて網羅してやっていかないと置く意味がないと思いますので、そういった仕組みもつくっていきたいと思っております。

それから、情報端末につきましては、まだ具体性がございませんが、茶房棟のほうに置いて、町外から来られて、お茶を飲みながらそれを眺めて、いついつにはどういうイベントがあるというようなことが発信できたらいいのかなと思っております。茶房棟を想定しております。ただ、どの程度のサイズのものとか、そういったのはまだ具体性がありませんので、御回答を控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ実現にこぎつけていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に移ります。名鉄広見線についてでございます。

これはかねてからの懸案事項でありますけれども、平成22年第2回定例会で、名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議を全議員の賛成により可決しております。町長は、平成23年第3回定例会の所信表明で名鉄広見線に関して、「御嵩町と可児市が実施する年間1億円の運行費支援と活性化計画の期間は平成22年度から平成24年度の3年間であり、今年度は今後の流れを左右する重要な年であります。まさに今が正念場という認識のもと、町民への普及啓発を一層強化いたします」。中略ですが、「法定協議会を設置する以上、失敗は許されないと認識のもと、御嵩町のひとり相撲の法定協議会とならないよう、可児市との連携を強め、名鉄の御理解、議会や町民の皆様の支援のもと、年度内をめどに存続に向けた枠組みに取り組んでまいります」と述べられています。その件については、町長の所信表明の中で述べられておりますので差し控えます。



法定協議会の設置についてですけれども、今後どのようなスケジュールで臨まれるのかということについてお尋ねをいたします。

次ですが、E-COバスについてです。

E-COバスは、ふるさとと雇用再生特別基金事業費補助金ということで、2009年の10月から、住宅団地ルート、工業団地ルートの2路線で運行されています。2012年3月でその補助金が終わりとなり、新年度には同じ路線の運行が一般財源からの持ち出しということで予算計上をされています。このE-COバスですけれども、このときの「ほっとみたけ」に、このねらいとして、駅からの交通を確保するためシャトルバスを運行し、駅と工業団地、住宅団地間のアクセス、利便性の向上を図り、名鉄広見線の利用を促進しますというふうに書いてあるわけですけれども、これは試験運行ということで始まっています。この目的というものはどういったものだったのでしょうかということが1つ。

それから、一応ことし3月で補助金が切れるわけですけれども、目的達成についてはどういうふうに評価をしておられるのか。

それから、先ほどの「ほっとみたけ」の中ですけれども、次への施策展開として、一定のサービス水準、駅との効率性と即効性を向上させ、そこから出てくる課題を整理し、効果的な駅間シャトルのあり方を検討し、町内のほかの地域への展開の可能性を追求していきますというふうに書かれているわけですけれども、E-COバスは当初から期限が限られた補助金であったということは最初からおわかりだったと思いますけれども、そこからどういう課題が出て、効果的な、ここに述べられておりますように駅間シャトルのあり方について、どういう検討をなされて、どういう課題が出てきて、それについてはどうだったのかということについてお聞かせいただけるとありがたいと思います。

以上で、名鉄広見線、そしてE-COバスについて、三輪参事にお尋ねをいたします。お願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

企画調整担当参事 三輪康典君。

**企画調整担当参事（三輪康典君）**

名鉄広見線についてということで、大きく法定協議会、E-COバスの2点について御質問がありましたので、順次お答えいたします。

最初に、法定協議会の設置はどうなっているのか、また今後どのようなスケジュールで臨むのかについてお答えいたします。

法定協議会につきましては、町議会の議決の御趣旨を踏まえ、御嵩町のひとり相撲とならないよう関係者との協力関係を構築しつつ、23年度台に設置することを目標とする、このことを

基本方針に臨んでまいりました。現在、御嵩町としては、法定協議会の設置を視野に、名鉄、可児市と課長級の定期的な連絡調整会議を開催しており、この場には基本的に私も出席をしております。この場においては、従来、いかに利用促進を図るかを主眼に調整を図ってまいりました。しかしながら、平成23年4月から本年1月までの利用者数は83万人にとどまり、対前年比で約69%、約2万9,000人の減と下げどまらない状況であります。このようないわば向かい風の中、財政支援の最終年度に突入するに当たって当面の最大の論点となるのは、平成25年度以降も存続させるための御嵩町、可児市の財政支援をどうするのか、さらにはその金額はどうあるべきかという点と考えております。この点は、平成25年度当初予算案への反映が不可避の課題でありますので、現在、その点について踏み込んだ議論に入っていただくよう、関係者に調整をしている段階であります。御嵩町、可児市、それぞれの考え方をできるだけ早期に整理し、名鉄との協議のスピードを上げてまいりますが、可児市において法定協議会設置に関する判断は、なお明確なものとなっていないと認識をしております。御嵩町として可能な限りの説明をしつつ、平成25年度当初予算編成に対応するよう早期の枠組み構築に努めてまいります。

次に、E-COバスの運行のあり方について3点御質問がありましたので、順次お答えをいたします。

まず第1点目、E-COバスの目的は何であったかという点であります。

平成19年11月、名鉄より、広見線の新可児・御嵩間について、単独では路線を維持できない旨の申し出があり、以降今日に至るまで、その利用促進が待ったなしの課題となっているのは御承知のとおりであります。あわせて当御嵩町では、自然環境との共生をまちづくりの柱と位置づけ、さまざまな施策を推進しております。その一環として、平成20年5月、環境モデル都市に立候補しております。同年12月には、全国168の自治体等で構成する低炭素都市推進協議会に加入し、その幹事都市である14区町村の一つにも選出されております。

E-COバスにつきましては、こうした背景を踏まえ、平成21年10月より運行を開始いたしました。その目的は、潜在需要の見込まれる工業団地、住宅団地と広見線とを結ぶ新たなバスルートを実際に設定し、その効果と課題を明らかにすることで、御嵩町の今後のまちづくりにマッチした新たなバス交通体系を確立し、もって地域社会の公共交通利用と低炭素化を総合的に推進することです。事業スキームといたしましては、厚生労働省所管のふるさと雇用再生特別基金を活用し、事業名は公共交通活用型低炭素地域づくり委託事業としております。

次に第2点目、その目的は達成できたのかについてであります。

まず、導入効果の検証についてであります。

E-COバスの年間の利用者数は、平成21年度は約1万1,000人、これは10月から3月の半年間のデータであります。平成22年度は約3万3,000人、平成23年度は、推計でございますが

約3万7,000人と見込んでおり、利用者は増加傾向にあります。要因として、ふれあいバスの乗車料金が100円である中で、E-COバスが無料という点があることは論を待たないといえども、一定のニーズなり利便性があったことは明らかになったと考えております。

次に、名鉄広見線利用促進の観点から、果たしてE-COバスが通勤・通学者をバス・鉄道利用に転換させるという誘導効果をもたらしたのかどうかということが重要なポイントになると考えております。この点につきまして運行データの一部を御紹介いたしますと、E-COバスでは事業期間中、御嵩駅から工業団地に向かって朝7時19分と7時50分発の2便を運行してまいりました。この2便分の平均利用者でございますが、平成21年度は約8名、平成22年度は約13名、平成23年度は約19名と推移しております。また、南山住宅団地から御嵩駅に向かっては、朝7時9分、7時40分、8時11分の3便を運行してまいりましたが、この3便の平均利用者数は、平成21年度約5人、平成22年度約8人、平成23年度約15人と推移しております。もとよりE-COバスの利用者すべてが広見線を活用しているとは限りませんが、平成22年度に実施した御嵩町公共交通体系検討調査の利用者アンケートによれば、工業団地ルートの利用者の約80%が名鉄広見線に乗り継ぎをし、利用頻度も毎日利用が71%という結果になっており、通勤・通学者の公共交通利用への誘導に一定の効果を発揮したものと評価をしております。

一方、課題でございますが、現在のE-COバスの定員が27名でございますが、朝・夕の利用者が多い時間帯ですら輸送能力に相当な余力を持った、つまり空席を抱えた運行であること。特に通勤・通学者の少ない昼間の時間帯に運行する便については、平均利用者数が最も少ない便ですと1人程度となっており、しばしば御批判をいただくように、いわば空気を運んでいるような状況があり、効率性と利便性の向上、町民への一層のPRが必要などの課題が浮き彫りになったものと考えております。本年度、公募委員等で構成します町ふれあいバス等公共交通研究会において、新たな町のバス交通体系について御検討をいただきましたが、本事業の効果と課題を踏まえまして、ふれあいバスにE-COバスの御嵩駅から工業団地に向かうルート、南山台住宅団地から御嵩駅に向かうルートを取り込みつつ、昼間の重複ルートについては大幅に見直し、一本化する方向で取りまとめつつあり、事業の目的は相当程度達成できたものと評価をしております。

最後に第3点目、当初から国の財政支援期間は3年とわかっていた中、これまでどのような議論がなされてきたかについてであります。

まず、E-COバスの運行期間中における町の議論の経過でございます。

平成21年度は10月からの運行開始ということで、まずは円滑な運用を図り、通年での運行となった翌年度、平成22年度には利用者アンケート等を含む町公共交通体系検討調査を実施いたしました。この調査において新たなバス交通体系の、いわばたたき台となる構想とを取りまと

めてございます。本年度、23年度には、その構想をベースに町民の皆様との意見交換会を、約270名の皆様に御出席をいただき16回開催、議員にも大変お世話になりました。並行して公共交通研究会を9回開催いたしました。現在、乗車料金など、なお検討すべき重要な論点が残ってはおりますが、広見線を公共交通の軸と位置づけ、そこにE-COバスの成果を取り込み、さらにデマンドバスの導入も含めた新たなバス交通体系についておおむねの成案を得た段階であります。平成24年度は、平成25年度からの新たなバス交通体系への移行を念頭に、公共交通会議の開催、PRも含めた町民の皆様との再度の意見交換会、さらには名鉄へのアピール等を進め、平成25年度当初予算に所要の経費を計上したいと考えております。

なお、この場合において、乗車料金を無料とすることは、現時点では想定をしておりません。次に、財源についてでございます。

現在のE-COバスの財源となっておりますふるさと雇用再生特別基金事業は、平成23年度をもって終期を迎えることから、今定例会に提案しております平成24年度当初予算案では、一般財源での予算措置を盛り込んでいるところであります。ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成20年秋のリーマンショック後の地域の厳しい雇用失業情勢の中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を設置し、地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿ともなる事業をつくり出す目的でありましたが、リーマンショック後の我が国の景気につきましては、落ち込みの激しかった製造業が牽引役となり、平成21年春を境に回復に転じました。E-COバスは、まさにそうした景気回復基調の中、平成21年秋に、3年後の民間との連携も視野に入れ運行を開始したものであります。しかしながら、平成23年3月には東日本大震災が発生し、さらに円高等が継続する中、景気は再び後退し、最近になってようやく回復の兆しが見え始めたものと認識をしております。県経済全体を見ますと、昨年12月の景気動向指数、これは一致指数でございますが、11月と比較して5.1ポイント上昇した結果、95.0でございます。東日本大震災前の状況にほぼ近づきつつあるといった環境かと考えております。

こうした状況の中、町として協議会の会場に出向く等により調整を図ってまいりましたが、当初のもくろみどおり、御嵩工業団地連絡協議会、あるいは個別の企業に対し、平成24年度からE-COバスの運行費を負担いただくまでには至らなかったという実情がございます。一方で協議会からは、平成25年度からの新たなバス交通体系への移行に関連し、E-COバスは従業員の通勤の足となっており、有料化するなら定期券制度を創設してはどうかといったような今後の利用促進につながる前向きな御提案もいただいているところであります。バス路線の有効性について企業側と共通の認識が育ってきたものにとらえており、引き続き利用促進と財政負担の仕組みづくりについて協議を進めてまいります。

以上申し述べましたように、経済環境の変化の中、また新たな制度設計に関する一連の実験、

調査、検討に取り組む中で、平成24年度が広見線利用促進の最終年度という重要な局面であることも踏まえ、現行のE-COバスについて、単年度限りの経過措置として一般財源での事業継続を提案させていただいたところでありますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

大変御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

まず1点目ですが、企業とは、その効果と課題を明らかにしていくということで企業とも調整をされたということでございますね。先ほどから話題に出ておりますアンケート調査結果なんですが、それを見ますと、無料であるので利用していると、有料ならちょっと考えるというパーセンテージも結構高かったと思いますけれども、そういったことだとか、それから最初は試験運行ということで始めて、2年何カ月が過ぎて、この3月で切れるわけですが、その試験運行ということで、もうさらにあと1年試験運行ということの理解でよろしいですか。試験的な試験運行というの「試験」という意味をこれまで述べていただいたわけですが、試験というのはどういうふうにとらえて考えたらいいのか。そして、それをまたさらに1年延ばすというふうに理解すればいいのかということについて、もう一度済みません、お願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

企画調整担当参事 三輪康典君。

**企画調整担当参事（三輪康典君）**

お答えをいたします。

アンケートの中では、利用の理由というのが、ただであるというインセンティブが非常に大きく働いているということは私どもも承知をしております。ただ、有料化の水準というのがいかほどかということでございますが、大体100円から200円ぐらいであれば引き続き利用するという層もかなりの層があったと理解をしております。そういったことを踏まえまして、バス交通体系の再編の中に盛り込むということを考えております。

それから、試験運行かどうかということでございますけれども、答弁の中では殊さら詳細には申し上げておりませんが、実は平成22年度から23年度にかけて、さらなる利用促進が図れないかということで、朝1便増便をするといったような試験も取り組んでおります。24年度の提案につきましては、繰り返しになりますが、ただいま申し述べましたように、新たなバス

交通の再編というものを具体的なスケジュール感を持って視野に入れておりますので、一連の実験調査、検討をこの間やってきたということでもあります。そういった意味では、ある程度試験運行という期間は過ぎたものと御理解をいただいてよろしいのかというふうに思っております。今回の提案の趣旨といたしますのは、25年度当初のバス交通体系の再編に向けまして、単年度限りの経過措置として一般財源での事業継続を提案させていただくものであります。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

E-COバスについて、そして名鉄広見線について、ありがとうございました。

もう1点、名鉄広見線についてですが、なかなか苦しい中での御答弁をいただいたと思えますけれども、可児市と課長級の話し合いをされてこられたということですが、どのぐらいの頻度でこれまでされてこられたのか。こちらから話し合いは、課長級ということですので、参事と企画課長とが行かれていますと思いますが、どのぐらいの頻度で。そして、話し合いの内容は、細かいことまでいいですが、今お伺いしている限り、そんなに進展しているようには思えないですけれども、そういったことも町民に対しては非常に不安な材料といたしますか、話し合いが前向きに進んでいるのかどうなのかということも不安でございますけれども、そういったことについてもうちょっと御答弁いただけますでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

いわゆる連絡調整会議でございますが、おおむね二月に1回程度のペースで開催をしております。話し合いにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたが、当初はいかに利用促進を図るかということに主眼を置いてまいりましたが、年末から年始にかけては今後の財政支援のあり方、あるいはその水準について突っ込んだお話をさせていただくということをテーマに加えて進めております。

町民の皆様への情報公開なり、それから情報提供ということでございますけれども、ある程度事務的な話し合いというもの、熟議等を高めまして、しかるべき時期に町として御説明をさせていただくのが適当でないかというふうに思っております。よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これから来年度の予算審議がありますので、これを参考にまた考えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本議会は、あす8日午前9時より開会しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この後2時から全員協議会を第1委員会室で開催いたしますので、議員、関係職員の方、よろしくお願いをいたします。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員